

生活衛生営業の税務

平成18年 5月

(財) 全国生活衛生営業指導センター

目 次

第1部 青色申告と税務

第1章 経営と税対策	1
1 税対策の意義	1
2 経営政策としての青色申告の活用	1
3 後継者づくりの税対策	1
第2章 青色申告の効果と要件	2
1 青色申告制度の役割	2
2 青色申告と白色申告との税負担の比較	2
3 青色申告の要件	2
第3章 事業上の収入金額	3
1 事業所得の計算方法	3
2 収入金額計上の時期	3
3 たな卸資産の自家消費	4
4 雑収入の計上の仕方	5
第4章 必要経費	6
1 必要経費の一般的事項	6
2 売上原価	6
3 営業経費	8
4 固定資産の減価償却	13
5 繰延資産の償却	16
6 貸倒損失の処理	17
第5章 青色専従者給与の税務	18
1 青色専従者についての基本的事項	18
2 青色専従者給与に関する届出書	19
3 青色専従者の適正給与の判定ときめ方	19
4 青色専従者給与と源泉所得税	20
第6章 青色申告の特典	20
1 退職給与引当金	20
2 青色申告特別控除	21
3 純損失の繰越しと繰戻し	22
4 更正の制限と更正の理由付記	22

第2部 個人青色申告者の消費税

第1章	消費税のあらまし	23
第2章	課税範囲	24
第3章	納税義務者	25
第4章	非課税取引	25
第5章	課税標準と税率	27
第6章	免税事業者	27
第7章	納付税額の計算	29
第8章	簡易課税	31
第9章	記帳の仕方	36
第10章	申告と納付	41

第1部 青色申告と税務

第1章 経営と税対策

1. 税対策の意義

税務と経営とは別のものではない。税務は、販売や労務のように、経営という機械の中の一つの歯車のようなものであるから、これらと同じように考え管理をしなければ経営全体を円滑に回転させることはできない。

税法をよく研究し、積極的に経営政策に取り入れ、役立てることによって、経営の発展に寄与させるものでなければならないのに、いたずらに税金を回避したために、失敗し、それが経営に大きな打撃を与えてしまった例は、枚挙にいとまがない。

税対策というのは、税金をごまかすことを研究することでもなければ、税務調査などに対する予防的な対策でもない。

真の税対策とは、積極的に税務に取り組み、税法を合法的・合理的に経営政策に活用することによって、税負担を軽減し、税引後純利益を増大させ、経営の発展を図ることにある。販売促進に、設備の近代化に、労務管理に、資金繰りに、経営のすべての面に税法を活用して、経営政策を実施することが真の税対策であるといえる。

2. 経営政策としての青色申告の活用

中小企業の経営の近代化が呼ばれて久しい。生産、販売、労務、組織、金融等あらゆる面で近代化を図らなければ、激動する経済環境と急速に進展する社会に対処していくことのできる強靱な体質の企業とすることはできないであろう。

それには、まず、正しい記帳からはじめなければならない。記帳というと、一般的には税金のためと考えられているが、帳簿を備えるということは、税対策としてではなく、事業の種類や規模の大小にかかわらず、経営の発展合理化を図る上から重要なことである。経済機構が複雑化し、信用取引が活発な現代社会にあって、事業を営んでいくのに、取引に関する記録が全くないということは考えられない。

もともと、帳簿は、取引関係者の利益と権利義務を擁護することが目的で記帳されたものであるが、現代においては、さらに進んで、企業がその経済活動を記録した計数によって、単に、財務の状態や営業の成果を知るばかりでなく、さらに、これを分析し検討することによって、経営を管理し、明日の事業の繁栄を図ることに役立てるというところに重要な目的があるとされている。

従って帳簿の備え付けがなければ、経営の近代化路線に添うことは不可能であるといえる。

そこで、経営の近代化、構造改善、体質強化というような重要な経営政策と取り組むためには、まず、税法上種々の特典が認められている青色申告制度を活用し、税負担の軽減を図ることが有効であり、経営という歯車の回転を円滑にする要件となる。

3. 後継者づくりの税対策

経営の近代化について、いま一つの重要なことは、小規模企業における人的要素の改善である。

小規模企業の労務が、その家族に依存している度合いの高いことは言うまでもないが、この家族労働の問題は、外面的な近代化の蔭に全く隠されてしまっているようである。

これは、事業主の古い倫理観と、経営が家庭という古いしきたりの中で毎日繰り返されているところに根本的な問題がある。その上、さらに個人企業の場合には、税制上の欠陥がこの問題の解決を困難にしていたが、昭和43年の税制改正により、青色専従者に完全給与制が実施され、一步前進をみた。

家族労働の改善について、さらに重要なことは、後継者の問題である。現在の小規模企業の悩みの一つは、後継者がいないことである。

息子が父の事業を継がない理由は、事業主としての父親の、事業に対する不安、消極的な経営姿勢など零細企業意識が息子に後継の意欲を失わせてしまうこともさることながら、事業主が息子の労働を適正に評価し、その人格を認めないからでもある。

また、相続の問題においても、最も不安を抱くのは、事業主の財産形成に営々と協力してきた後継者である。それは、事業主に万一のことがあった場合に均分相続により、その遺産が平等に分配されることになれば、事業継承の道は断たれ、今日までの苦労は水泡に帰するおそれがあるからである。

このような深刻な問題を解決せずして、表面だけの近代化を図ろうとしても無理なことである。

自家労賃を適正に評価し、原価意識を高めると共に税負担の軽減をはかるためには、まず、青色申告により専従者の完全給与制を活用することであり、さらに、後継者が安心して父の事業に将来の夢を託すことができるようにするためには、事業用資産の生前贈与等、相続対策を今のうちに考えておくことが事業主、また、父親としての義務ではなからうか。これらの対策を講ずるためにも、青色申告により財務の状態や経営の内容を明確にする必要がある。

第2章 青色申告の効果と要件

1. 青色申告制度の役割

わが国の税制が、民主主義を建て前とする自主的な申告納税制度であることは周知のとおりである。申告納税制度というのは、自分の儲け（所得）は自分で正しく計算し、それに対する税金を自主的に申告し納税することである。

このような申告納税制度下にありながら、なぜ、青色申告以外の申告、つまり、白色申告というものがあるのかという疑問が起きる。

青色申告が、申告納税制度の真の姿であるとするならば、なぜ、すべての納税者が青色申告者ではないのだろうか。白色申告というものがあることがおかしいのである。

青色申告は、納税者が自ら正しい所得を計算し、適正な税金を負担するものである以上、その申告の基礎となる帳簿を記録しなければならない。戦前戦後を通じ、わが国の中小商工業者の大部分には大福帳的なものしかなかった。これでは、正しい所得の計算はもちろん、適正な税金を納めることもできない。

そこで、これらの中小商工業者に記帳習慣を醸成すると共に、正しい記帳によって、適正な申告をする納税者に特典を与え、正直者が馬鹿をみないようにしようというのが青色申告制度の役割で、申告納税制度の中核をなす制度である。

2. 青色申告と白色申告との税負担の比較

正しい記帳をし、誠実な申告をする青色申告者と、そうでない白色申告者との間には、税の負担に相違がある。正直者に馬鹿をみさせないというのが青色申告の役割である以上、当然のことであり、現在は青色専従者給与をはじめとして、多くの青色申告の特典が定められている。

3. 青色申告の要件

(1) 青色申告をするための手続き

青色申告は、事業所得、不動産所得、山林所得に限り適用され、青色申告をするには、税務署長の承認を受けなければならない。承認申請書は、青色申告をしようとする年の3月15日までに所轄税務署へ提出する（その年の1月16日以後の新規開業の場合は、開業後2か月以内に提出する）。税務署長の承認、または、却下の処分は書面をもって通知されることになっているが、承認申請書を提出した年の12月31日（その年の11月1日以後新たに業務を開始した場合は、翌年2月15日）までに承認または却下の処分がなかったときは、承認があったものとみなされる。

(2) 青色申告の帳簿組織

(ア) 正規の簿記

青色申告者は、一切の取引を「正規の簿記の原則」に従い、整然と、かつ、明瞭に記録しなければならないと税法は規定しているが、この「正規の簿記の原則」とは「日々の継続記録の結果に、棚卸その他若干の決算整理によって、貸借対照表、損益計算書の作成ができる組織的なもの」を意味しており、複式簿記がその代表的なものであるが、必ずしも複式簿記でなければならないことはなく、総括表方式、日計表方式の簿記などは、複式簿記以外の正規の簿記として認められる。

この方法により記帳する場合は、年末に損益計算書のほか、貸借対照表を作成し提出することが必要である。

(イ) 簡易簿記

正規の簿記により記帳することが困難である青色申告者に対して簡易簿記（正しくは「簡易帳簿で記帳できる者」）が認められている。簡易簿記の場合には損益計算書のみ作成すればよく、この方法により記帳する場合には、次の法定帳簿を備え付けることになっている。

- ① 現金出納帳
- ② 売掛帳
- ③ 買掛帳
- ④ 経費帳
- ⑤ 固定資産台帳

ただし、掛売上や掛仕入のない場合には、売掛帳、買掛帳を備え付ける必要のないことはいうまでもない。

(ウ) 現金主義簡易簿記

現金主義簡易簿記（正しくは「小規模事業者の収入及び費用の帰属時期の特例」）の方法により記帳できる人は、この方法で記帳しようとする年の前々年分の不動産所得の金額および事業所得の金額（青色専従者給与額または白色の事業専従者控除額を控除する前の金額）の合計額が300万円以下であって、その年の3月15日まで（その年の1月16日以後の新規開業の場合は、開業後2か月以内）に税務署長に、現金主義による所得計算の特例を受ける旨の届出書を提出することを要件とする。

複式簿記や簡易簿記は、すべての取引を、現金収支に関係なく取引が発生した時に記録する、いわゆる発生主義の原則によって記帳することになっているが、現金主義簿記は、売上の入金、仕入、経費の支払いをはじめすべての取引を現金の収入、支払いの時に記帳することを原則とする方法であるから極めて簡易であるが、売掛や買掛が多額に有る場合は、その管理が帳面上できないという欠点もある。しかし、現金取引を主体とする業種には、利用価値がある。

第3章 事業上の収入金額

1. 事業所得の計算方法

青色申告による事業所得金額の計算は次のとおりである。

$$(\text{総収入金額}) - (\text{必要経費}) - (\text{青色申告特別控除}) = (\text{所得金額})$$

2. 収入金額計上の時期

(1) 商品の販売及び人的役務の提供による収入

事業所得の計算上、売上等に計上する収入金額は、代金収入の有無、また、その収入の基因となった行為が適法であるかどうかに関係なく、その年において収入すべき金額である。

「収入すべき金額」とは、収入する権利の確定した金額をいい、その計上する時期は、おおむね次に掲げる日によるものとなっている。

- ① たな卸資産（商品等）の販売による収入金額については……その引渡しがあった日
- ② たな卸資産の試用販売による収入金額については……相手方が購入の意志を表示した日
- ③ たな卸資産の委託販売による収入金額については……受託者がその委託品を販売した日。ただし、毎日または1月をこえない一定期間ごとに売上計算書が送付されている場合には、売上計算書の到達の日
- ④ 人的役務の提供（請負を除く。例えばサービス業等）による収入金額については……その人的役務の提供を完了した日。ただし、報酬を期間または役務の提供の程度に応じて収入する特約または慣習のある場合は、その特約または慣習により収入すべき事由が生じた日

(2) 現金主義による収入の時期

現金主義による所得計算の特例の適用を受けた人は、その年において収入した金額をもって、その年分の総収入金額に算入することができる。

ただし、次に掲げるものは、一般のとおり計算しなければならない。

- ① 金銭以外の物または権利その他の経済的な利益で収入した場合は、その収入のあった時の時価で評価した価額で収入があったものとする。
- ② たな卸資産（商品、材料等）の自家消費、贈与または低廉譲渡の場合の収入金額。
- ③ 国庫補助金、資産の移転等の支出に充てるための交付金、事業上の収入金額とされる保険金等。
- ④ 事業の全部を譲渡し、廃止しまたは死亡した日の属する年分の収入金額。

3. たな卸資産の自家消費

(1) 自家消費とはなにか

自家消費とは、商品、材料などを販売以外の目的に使用することで、これには次の二つがある。

① 家事用消費

販売を目的として仕入れた商品や材料を自己の家事のために使用することをいう。

② 事業用消費

販売を目的として仕入れた商品や材料を事業遂行上の必要から使用することをいうが、これは、使用の事由や目的によって、広告宣伝費、接待交際費、給料賃金などの必要経費になる。例えば、店の商品を年末の大売出しに景品として顧客に贈与した場合は広告宣伝費であり、特定の得意先や事業上の来客の接待にあたり、店の商品を使用した場合は接待交際費となる。また、従業員に店の商品を支給したり、従業員の食事に店の商品や材料を使用した場合は、給料賃金となる。

(2) 売上に計上する金額

店の商品、材料などを自家消費した場合は、家事用、事業用いずれの場合においても、その商品、材料を顧客に販売した場合と同様に、原則としてその商品、材料の通常の販売価格で計算して売上金額に算入することになっている。

ただし、青色申告者が消費した商品、材料を仕入価額以上の金額をもって、その備付帳簿に記載し、売上金額に算入しているときは、その金額が通常の販売価額に比べて著しく低額（販売価額のおおむね70%未満）でないかぎりこれを認めることに取り扱われている。

なお、消費した商品や材料が通常の価額では販売できないような物である場合には、処分可能価額で売上金額に計上することが出来る。

(3) 記帳処理上の注意点

飲食店、喫茶店、食肉販売店、旅館などで、特に従業員のいる店においては、自家消費額は相当多額の金額になるから、記帳もれのないよう十分な注意を要する。

また、これらの業種で、仕入れた商品や材料を従業員の食事として提供した場合には、そのもの

の通常の販売価額をもって現物給与として従業員に支給したとされ、源泉所得税の課税の対象になるから、現金支給の給与に加算した上、間違いのない源泉徴収を行わなければならない。

なお、クリーニング業、美容業、理容業などにおいて、自分または扶養家族などに提供した用役は家事消費にならないとされているから、その料金相当額は売上金額に算入する必要はない。

4. 雑収入の計上の仕方

(1) 商品などを著しく低い価額で売った場合

① 次の算式で計算した金額を実際の収入金額に加算計上する。

$$(\text{通常の販売価額の70\%}) - (\text{実際の収入金額}) = (\text{売上に計上})$$

② ただし、商品の型くずれ、流行遅れなどで値引販売することが通常の場合や、広告宣伝の一環として値引販売するときは、上記の計算をして売上に計上する必要はない。

(2) 少額な減価償却資産の売却代金

① 購入時に全額必要経費に算入されている減価償却資産の売却代金

② すでにクスラップ化した減価償却資産の売却代金は雑収入に計上する。

③ 一括償却資産（第4章参照）の必要経費算入の特例の適用を受けた減価償却資産の売却代金

（注）減価償却の対象となる減価償却資産の売却代金は譲渡所得の収入金額になる。

(3) 損害賠償金、保険金等を受けた場合

① 商品、材料などのたな卸資産に損害を受けたために受ける火災保険契約等による損害保険金、損害賠償金、見舞金などは雑収入になる。

② 損害により営業の休止、または営業活動の制限により、その間の事業所得の収入に代わるべき収益の補償などとして受ける補償金、損害賠償金などは雑収入になる。

(4) その他の雑収入

① 仕入れ割戻などの受取りリベートは、支払通知があった時に雑収入に計上又は仕入高から控除する。ただし、リベート支払いについて契約等でその基準が定められている場合には、購入した日に計上又は控除する。

② 買掛金の割引は、割引をうけた年の雑収入に計上する。ただし、仕入金額より控除した場合は雑収入にする必要はない。

③ 寄宿舍や寮に居住させている使用人から受け取る使用料は、事業所得となるから雑収入に計上する。

④ 事業の遂行に付随して生じた次のものは雑収入になる。

（イ） 事業遂行上取引先または使用人に対して貸し付けた貸付金の利子

（ロ） 事業用資産の購入に伴って景品として受ける金品

（ハ） 新聞販売店の折込広告収入

（ニ） 浴場業、飲食業等の広告の掲示による収入

⑤ 償却済みの貸倒金を回収した場合は、回収した年の雑収入に計上する。

⑥ 税込みで記帳している場合の、還付される消費税額。

⑦ 税抜きで記帳している場合の、簡易課税による軽減税額。

第4章 必要経費

1. 必要経費の一般的事項

(1) 必要経費になる支出

- (イ) その年に販売した商品などの原価（売上原価）
- (ロ) (イ) のほか、その売上（収入）を得るために直接に要した費用
- (ハ) その年に生じた販売費、一般管理費
- (ニ) その他事業（業務）を遂行するにあたって生じた費用

(2) 必要経費にならない支出

- (イ) 家事上の費用（生活費）
- (ロ) 家事関連費のうち家事分の費用
 - (注) 事業上の費用と家事上の費用とが一緒になっている費用（これを家事関連費という）は、事業に関する費用の部分、最も合理的な方法で家事上の部分と区別して必要経費に算入する。
- (ハ) 所得税、住民税、相続税、贈与税など
- (ニ) 国税や地方税の延滞税（金）、各種加算税（金）、印紙税の過怠税
- (ホ) 罰金、科料、過料（外国又は外国の地方公共団体により課される罰金又は科料に相当するものを含む）
- (ヘ) 故意または重大な過失により支払う損害賠償金
- (ト) 生計を一にする親族に支払う家賃、利子など
 - (注) 事業主が生計を一にする親族より、土地、建物、資金などを借りたことにより支払う家賃や利子は、たとえそれが事業上使用するために借りたものであっても必要経費にならないが、その借りた土地、建物などの固定資産税、減価償却費、修繕費などは、たとえ所有者である親族が支払った場合でも事業主の必要経費となる。

2. 売上原価

(1) 売上原価の計算

売上原価とは、その年実際に販売した商品、提供した料理飲食、サービスの提供に用いた材料などの仕入金額のことで、この売上原価を売上金額から控除した金額が、いわゆるあら利益（売上総利益）である。

売上原価は次の算式によって計算される。

$$\text{売上原価} = (\text{年初のたな卸資産の在庫高}) + (\text{本年中の仕入高の合計}) \\ - (\text{年末に残っているたな卸資産の在庫高})$$

(イ) たな卸の必要ある資産、ない資産

① たな卸をする必要のある資産

商品、飲食業関係の調理材料、理美容材料、クリーニング材料など。

② たな卸をする必要のない資産

消耗品、事務用品、広告宣伝等のための印刷物等でその支払いが異常でないものなど。

(ロ) たな卸をする時期

たな卸には、実地たな卸と帳簿たな卸の方法があるが、在庫帳（商品材料受払帳）が完備しているなど特別な場合を除いて、実地たな卸をすることとなる。

実地たな卸の時期は、毎年12月31日の現況で実地に行うのが原則であるが、12月31日以外の日に、たな卸を行った場合には、例えば次の計算例のように12月31日現在のたな卸になるよう調整をする必要がある。

[計算例]

- ① たな卸日（××年1月4日）のたな卸高……………624,370円
- ② ××年1月1日から××年1月4日までの仕入高……………35,000円
- ③ ××年1月1日から××年1月4日までの売上高……………50,000円
- ④ 売上商品のあら利益率（売値に対する利益率）……………50%
- ⑤ 12月31日現在のたな卸高の計算
 $624,370円 - 35,000円 + \{50,000円 \times (1 - 0.50)\} = 614,370円$

(2) たな卸資産の評価方法

たな卸資産の評価とは、たな卸をした年末の在庫商品や材料がいくらになるか、その原価を金額によって決定することである。しかし、同一の商品、材料でも仕入れた時期によって単価が異なることがある。従って、同一在庫品でも必ずしも同一単価のものが全部残っているわけではないから、在庫帳などの記録がない限り、その原価を正確に評価することは困難である。このようなことから、たな卸資産の評価には種々の方法が認められており、大きく分けると①原価法、②低価法、③税務署長の承認を受けた特別の評価方法とがある。

(イ) 原価法

原価法には①個別法、②先入先出法、③後入先出法、④単純平均法、⑤総平均法、⑥移動平均法、⑦売価還元法、⑧最終仕入原価法の8種の方法があるが、このうち最終仕入原価法は、在庫帳の必要もなく、評価方法が極めて簡単であり異常な評価額となるおそれもないので、特に生活衛生営業の各業種のように在庫高の僅少な業種には最適である。

(ロ) 最終仕入原価法

この評価方法の算式は次のとおりである。

$$(\text{年末のたな卸資産の評価額}) = (\text{年末に最も近い日に仕入れたそのたな卸資産の仕入単価}) \times (\text{年末のたな卸資産の数量})$$

[計算例]

	最終仕入単価	年末在庫数量	年末在庫の評価額
A商品	500円	60コ	30,000円
B商品	800円	50コ	40,000円
C商品	1,000円	35コ	35,000円
合計		145コ	105,000円

(ハ) 低価法

この評価方法は、原価法のうち、あらかじめ選定している方法によって評価した価額と、その年の年末における、そのたな卸資産の買入れのために通常要する価額とのいずれか低い価額をもって、その評価額とする方法である。

なお、低価法は、青色申告者でなければ選択することはできない。

(3) 評価方法の届出と変更

評価方法の選択は、事業の種類ごとに、たな卸資産の区分ごとに行うことができる。

- (イ) 新たに事業を開始したとき……………開業した年の翌年の3月15日まで。
- (ロ) 評価方法を変更するとき……………変更しようとする年の3月15日までに届出て承認をうける。

(注) 評価方法の変更は、特別な理由がない限り現によっている評価方法を採用してから3年間を経過していないときはできない。

- (ハ) 評価方法を届出なかったとき……………最終仕入原価法で評価する。

(4) 評価にあたっての注意事項

- (イ) たなざらし、型くずれのたな卸資産の評価………破損、きず、たなざらし、型くずれ、流行おくれなどのために、仕入原価を割ってしか販売できなくなった商品などは、実際の処分可能価額で評価できる。
- (ロ) 商品が盗難や災害にあった場合の損失………必要経費になるが、実地たな卸によって評価すれば、その損失は自動的に売上原価に含まれるので、あらためて盗難損などとして必要経費に算入する必要はない。なお、商品の盗難や災害により受けた火災保険金や損害保険金などは、収入金額に算入する。

3. 営業経費

事業遂行上の一般管理費、販売費等いわゆる営業経費の税務上の取扱いは、おおむね次のとおりである。

(1) 租税公課

イ. 必要経費になるもの。

- ① 事業用に使用している土地、建物、機械設備、自動車などに対してかかってくる固定資産税、償却資産税、自動車税、軽自動車税、自動車重量税など。

(注) 納期が翌年2月になる固定資産税4期分は、未払費用として本年の必要経費としても、実際に納める翌年の必要経費としてもいずれでもよい。

- ② 事業に対してかかってくる事業税、鉱産税。
- ③ 事業上の行為に対してかかってくる印紙税、登録免許税、木材取引税。
- ④ 事業用に使用する資産の取得に対してかかってくる不動産取得税、自動車取得税、登録免許税（登録に要する費用を含む）。

(注) 特許権、鉱業権のように登録により権利が発生する資産の登録免許税は、必要経費に算入せず取得価額に算入する。

- ⑤ 所得税を延納した場合の利子税で次の算式で計算した金額。

$$\begin{array}{l} \text{必要経費になる} \\ \text{利子税額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{利子税額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{利子税の基礎となった年分の事業所得、不動産所得の金額の合計額} \\ \text{利子税の基礎となった年分の各種所得の金額の合計額（但し給与所得と退職所得は除く）} \end{array}}$$

- ⑥ 税込みで記帳をしている場合の納付した消費税額。

ロ. 注意事項

- ① 従業員の給与に対する源泉税………従業員からの預り金にすぎないから、収入金額にも必要経費にも算入しない。
- ② 青色申告会、商工会、商工会議所、同業組合等の会費………租税公課または諸会費として必要経費に算入する。

(2) 荷造運賃

イ. 必要経費になるもの

- ① 販売商品の荷造りに要した包装材料費
- ② 荷造人夫等に支払った賃金
- ③ 鉄道、船舶、自動車その他運送店等へ支払った運賃

ロ. 注意事項

- ① 商品の仕入にかかる引取運賃………たな卸資産の仕入金額に加算する。
- ② 減価償却資産の引取運賃………減価償却資産の取得価格に算入する。

(3) 水道光熱費

イ. 必要経費になるもの

- ① 水道、下水道料金
- ② 電気料金、ガス料金、木炭、煉炭、白灯油等の光熱費

ロ. 注意事項

- ① 飲食業などで、調理のため、ガス、木炭、煉炭などを多量に使用する場合は「燃料費」として一般的な光熱費と区分経理することが望ましい。
- ② 水道、電気、ガス等の料金のうち、家事使用分は決算に際し案分して除外する。

(4) 旅費交通費

イ. 必要経費になるもの

- ① 商用のためにかかった自動車、電車、バス、車代等
- ② 商用のための出先での食事代、宿泊料等
- ③ 事業所と住居が異なる場合の事業主の通勤費

ロ. 注意事項

- ① 領収書のとれない場合……出張目的、月日、使用した交通機関、宿泊先など支払の明細をそのつとできるだけ詳細に記録しておく。
- ② 概算払の旅費……支払ったときは仮払金として処理をしておき、精算後の金額を必要経費とする。

ハ. 海外渡航費の取り扱い

- ① 事業主の海外渡航費は、その海外渡航が事業の遂行上直接必要であると認められる場合に限り、交通機関の利用、宿泊等の費用に充てられたと認められる部分の金額が必要経費になる。
- ② 従業員（青色専従者を含む）の海外渡航に際し支給する旅費は、その海外渡航が事業主の事業の遂行上直接必要で、かつ当該渡航のため通常必要と認められる金額に限り旅費として必要経費になる。

(注) 支給した旅費のうち、旅費として必要経費にならない金額があるときは、従業員に対する給与として必要経費になるが、同時に従業員の給与所得として源泉税の対象となる。

- ③ 上記①②の場合において、その海外渡航が旅行期間のおおむね全期間を通じ明らかに当該事業の遂行上直接必要であると認められるときは、その支出した費用や旅費が不相当に多額でない限り、全額旅費として必要経費になる。
- ④ 次の場合は原則として事業遂行上直接必要な海外渡航に該当しないものと扱われる。

- a. 観光渡航の許可を得て行う旅行
- b. 旅行あっせんを行う者等が行う団体旅行に応募してする旅行
- c. 同業者団体その他これに準ずる団体が主催して行う団体旅行で、主として観光目的と認められるもの。

(注) 1. 旅行先、仕事の内容等からみて、当該事業に直接関連があると認められるときは、支出した費用または支給した旅費のうち、事業に直接関連のある部分の旅行について直接要した部分の金額は、旅費として必要経費になる。

2. 使用者が従業員などのレクリエーションのために行う海外旅行の費用で一定の条件に該当するものは、必要経費になる。

(5) 通信費

営業上の連絡通信などのため支出した葉書、切手代、郵便料及び電話料（ただし、家事上の使用分は、年末に案分して除外）等。

(6) 広告宣伝費

イ. 必要経費になるもの

- ① 新聞、雑誌等の広告掲載料、電柱広告、チラシ広告料

- ② 名入マッチ、ウチワ、カレンダーの作成費用
- ③ サービス福引券の費用、大売出しの景品、抽せん売出しの賞品の費用
- ④ ショーウィンドウの陳列装飾費
- ⑤ 使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円（ただし、青色申告者が平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に取得し、業務の用に供した場合は30万円）未満のネオンサイン、立看板、マネキン人形などの費用

（注）使用可能期間が1年以上で、かつ、取得価額が10万円（ただし、青色申告者が平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に取得し、業務の用に供した場合は30万円）以上のものは、減価償却の対象となる。

ロ．注意事項

開店、新製品売出しなどの広告宣伝費……繰延資産として、その費用を5年間に均分して必要経費とするのが原則だが、支払った年に全額必要経費としても、また一部を繰延べて翌年以後の年に任意に償却してもよい。

(7) 接待交際費、寄付金

イ．必要経費になる主なもの

接待交際費

- ① 得意先、仕入先を接待する茶菓子、飲食代
- ② 得意先、仕入先などを旅行、観劇などに招待する費用
- ③ 得意先、仕入先などの慶弔に際して支出する費用
- ④ 得意先に対する中元、歳暮などの贈答品を購入するための費用
- ⑤ 同業者組合の総会などの会合に出席するために支出する費用

寄付金

- ① 町内の祭礼に対する寄付金
- ② 商店街が開催する恒例の行事のためにする寄付金

ロ．注意事項

- ① 専ら事業の遂行上直接必要と認められるものが必要経費となる。
- ② 領収書などのとれない場合は、支出の内容をできるだけ詳しく記録しておくこと。
- ③ 必要経費にならない寄付金でも、確定申告上の「寄付金控除」の対象となるものもある。

(8) 損害保険料

イ．必要経費になるもの

- ① たな卸資産、什器備品、店舗などの営業用資産に対する火災保険料など

（注）長期損害保険の保険料は次の算式により計算した金額が必要経費になる（年1回払の場合）。

$$\text{必要経費になる金額} = \{ \text{1回の払込保険料} - \left(\frac{7,518 \text{円} \times \text{保険金額}}{1,000 \text{千円}} \right) \} \times \text{事業専用割合}$$

- ② 営業用自動車の損害保険料など

ロ．注意事項

- ① 店舗併用住宅の火災保険料は案分を行い、住宅用部分に対応する火災保険料は除外する。
- ② 必要経費にならない住宅用部分の火災保険料は確定申告上の「損害保険料控除」の対象となる。

(9) 修繕費

イ．原則

- ① 事業用の建物、什器備品、機械装置、車輛運搬具などに対してかかった通常の維持管理及び原状回復等のための支出
- ② 地盤沈下した土地の地盛費用で沈下前の状態にまで回復させる部分で一定のもの
- ③ 建物の移築費用で旧資材を70%以上利用した場合の費用

- ④ 災害などによってこわれた建物や機械などについて支出した費用で、その費用の額を修繕その他原状回復のためのものと、そうでないものとの区分が困難なときはその30%を修繕費とすることができる（雑損控除の適用を受ける場合を除く）。

（注）修繕により、明らかにその資産の使用可能期間がのびたり、その価値が増加したりした場合には、その部分の金額は、その減価償却資産の帳簿価額に加算して減価償却をする。

ロ．形式基準

- ① 1回の修繕で同一の固定資産に対し支出した金額が20万円未満のときは全額を必要経費にできる。
- ② おおむね3年以内を周期として、定期的にはほぼ同程度の修繕をするときの費用は修繕費とすることができる。
- ③ （a）建物の増築や部品の新たなつけ加え、（b）用途を変更するための模様替えや取替え、（c）品質の改良のための取替えなどのために用いた金額は資本的支出になる（20万円未満の場合は修繕費）。
- ④ 1つの修繕のために支出した費用の額（上記③により資本的支出となった金額を除く）が、（a）60万円未満（b）修繕した資産の取得価額（当初の取得価額＋前年末までの資本的支出の額）のおおむね10%相当額以下のいずれかに該当するときは、修繕費とすることができる。

ハ．注意事項

- ① 次のものに要した費用は上記の判断をまたず全額修繕費になる。
- （a）家屋または壁の塗替え、（b）床のこわれた部分の取替え、（c）畳の表替え、（d）こわれたかわらの取替え、（e）こわれたガラスの取替えや障子、ふすまの張替え、（f）ベルトの取替え、（g）自動車のタイヤの取替え
- ② 借りている店舗等に行った修繕のための費用は、貸主から負担してもらえない金額に限り必要経費になる（資本的支出に該当するものは除く）。

(10) 消耗品費

おおむね使用のつど、あるいは短期間に消耗してしまうもので、例えば、包装紙、帳簿類、文房具、掃除用具、旅館の歯ブラシ、飲食店の割箸、ナプキン、理美容業の襟紙、タオルなど。

なお、包装紙、紙袋、紐、輪ゴム、セロテープなど商品、製品の包装に要する費用が多額にのぼる場合は、「消耗品費」と区別して「包装費」の勘定科目を使用すると便利。

(11) 備品費

使用に耐える年数が1年以上であっても、取得価額が10万円（ただし、青色申告者が平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に取得し、業務の用に供した場合は30万円）未満のものや、取得価額が10万円（ただし、青色申告者が平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に取得し、業務の用に供した場合は30万円）以上のものでも、1年以上使用に耐えない器具備品は全額購入した年の経費に算入できる。これらのものを「備品費」の科目で記帳処理をする。

(12) 車両関係費

ガソリン代、修繕費、車検費用、損害保険料、駐車料、車庫料、自動車税など自動車に関する費用はすべてこの科目によって処理すると、営業用自動車1台当たりの所要費用を知ることができ、経営管理上便利である。

(13) 保管料

商品、車両などの一時預け保管料。例えば、魚、青物市場などにおける集荷所の月ぎめ保管料など。

(14) 研究費、研修費

事業主や専従者、使用人がその事業に直接必要な知識や技能を習得するための研修などをうけ、それに要した費用を事業主が負担した場合には、その習得のために通常必要と認められる費用は必要経費となる。

(15) サービス（奉仕）費

飲食店、旅館、理容店、美容院などの生花、新聞、雑誌、テレビ、ラジオの受信料、接客サービスのためのおしぼり損料、茶、菓子などの接待費。

(16) 衛生費

洗剤、殺虫剤、白衣クリーニング代など旅館、理美容、飲食業における衛生上必要な費用。

(17) 外注工賃

クリーニング業などが外注するドライクリーニング代など。

(18) 損害弁償金

クリーニング業が顧客より預った衣服類などの紛失、損傷に対する弁償金。

(19) 損害賠償金

イ. 必要経費になるかどうかの判定

原則

① 事業遂行上にかかわるもので、②故意または重大な過失のない場合に支払った損害賠償金は必要経費になる。

(注) 損害賠償金には慰謝料、示談金、見舞金等の名目のいかんを問わず、損害を補填するために支出する一切の費用を含む。

従業員にかかわる損害賠償金を負担したとき

① 事業主に故意または重大な過失があるときは必要経費にならない。

② 事業主に故意または重大な過失がないときは次による。

(a) 事業の遂行に関連する場合は必要経費となる。

(b) 事業の遂行に関連しない場合でも事業主の立場上やむをえず負担した場合は、必要経費となるが、専従者の場合は必要経費にならない。

ロ. 注意事項

① 重大な過失の判定………諸事情を勘案して判定するが、次の場合は原則として重大な過失があったものとされる。

(a) 無免許運転、高速度運転、酔っぱらい運転、信号無視その他の道路交通法に定める義務に著しく違反すること、または事業主が超過積載の指示、整備不良の車輛の運転の指示その他事業主としての義務に著しく違反することにより他人の権利を侵害した場合

(b) 劇薬または爆発物等を他の薬品または物品と誤認して販売したことにより他人の権利を侵害した場合

② 損害賠償金はその年中に最終的に確定していないとき………当事者間に争いのない部分の金額はその年の必要経費にできる。

③ 損害賠償金に関連して負担した弁護士などへの費用………その損害賠償金が必要経費になるときは必要経費になる（損害賠償金が支払われないことになったときを含む）。

(20) 給料賃金

イ. 店員、工員など従業員に対する給料賃金、賞与、手当、小遣、退職金など

ロ. 食事や衣服など現物で支給するもの（これを現物給与という）

(注) 現物給与には従業員の給与所得として課税されるものと、されないものがある。

(21) 福利厚生費

- イ. 従業員の慰安、医療、衛生、保険、修養などのため事業主が支出した費用
- ロ. 健康保険、厚生年金、労働保険などの各保険料で事業主が負担すべき部分
- ハ. 中小企業退職金共済事業団に対する退職共済掛金など
- ニ. 交通傷害保険の掛金で、事業に関係するもの

(22) 利子割引料

- イ. 事業用資金のための借入金の利子
(注) 事業用の土地、建物などの固定資産を取得するための借入金の利子は必要経費になる。ただし、その資産の使用開始前の期間に対応する部分の金額については、その資産の取得価額に算入してもよい。
- ロ. 受取手形を割引いたときの割引料
- ハ. 割賦購入資金の支払利子で、その資産の買入代金と利息が明確に区分されているもの。

(23) 地代家賃

- イ. 必要経費になるもの
 - ① 事業用土地を借用した場合の地代
 - ② 店舗、工場、倉庫、車庫などを借用している場合の家賃
 - ③ 借地権の更新料で次の算式により計算した金額
$$(\text{必要経費になる更新料}) = (\text{借地権などの原価}) \times \left(\frac{\text{支払った更新料}}{\text{更新の時の借地権などの原価}} \right)$$
- ロ. 注意事項
 - ① 店舗併用住宅を借用している場合の地代家賃………住宅部分を案分して必要経費から除外する。
 - ② 建物を賃借するために支出した権利金………(5の「繰延資産の償却」の項参照)

(24) 雑費

上記において生活衛生営業に関係のある各経費科目について述べたが、その他の営業上支出した費用で上記各科目以外の事由により支出した費用のうち重要でないものは雑費として処理する。

4. 固定資産の減価償却

(1) 減価償却資産

- イ. くり返し同一の用途に使用していくうちに、その価値が減少しいずれ廃棄される固定資産で次のようなもの。
 - ① 有形固定資産（建物、建物付属設備、構築物、機械および装置、船舶、車両および運搬具、工具、器具および備品など）
 - ② 無形固定資産（商標権、営業権、特許権、実用新案権、漁業権など）
 - ③ その他（牛馬、果樹など）
(注) 次のようなものは減価償却資産より除かれる。
 - (a) 販売の目的で所有する資産（たな卸資産）
 - (b) 時の経過や使用によって、その価値が減少しない土地（借地権を含む）、電話加入権、書画骨とう品（複製のようなもので、単に装飾的目的のみに使用されるものは、減価償却資産となる）など
 - (c) 建築中の建物、機械装置などで、まだ事業の用に使用されていない資産

(2) 償却費の計算方法

- イ. 次の計算方法により計算する。
- ロ. ただし、減価償却資産のうち ①使用可能期間1年未満のもの、若しくは②取得価額10万円未満のものは、取得価額の全額がその年の必要経費になる。

ハ. なお減価償却資産の取得価格が10万円以上20万円未満であるものについては、選択によりその減価償却資産の全部または特定の一部を一括し、その一括した減価償却資産（一括償却資産）の取得価額の合計額（一括償却対象額）の3分の1に相当する金額を、その業務に使用した年分以後3年間の各年分の必要経費に算入することができる。

（注）一括償却資産を業務の用に供した年以後3年間の各年において、その全部又は一部につき滅失、除却等が生じたときであっても、各年においてその一括償却資産につき必要経費に算入する金額は、一括償却対象額の3分の1に相当する金額である。なお、譲渡した場合も同様である。

ニ. ただし、青色申告者が平成15年4月1日から平成20年3月31日までの間に、30万円未満の減価償却資産を取得し業務の用に供した場合には、取得価額全額をその業務の用に供した年分の必要経費に算入することができる。なお、平成18年4月1日以降に所得した減価償却資産で、その年分の取得価額の合計額が300万円を超える場合には、300万円を超える部分に係る減価償却資産は、この適用対象から除外する。

ホ. 以上の関係を整理すると、次のようになる。

取得価額 処理方法		10万円未満		10万円以上	20万円以上	30万円以上
				20万円未満	30万円未満	
青色 申告	全額経費算入	○		○	○	×
	3年一括償却	×		△	×	×
	減価償却	×		△	△	○

（注）○ 採用できる × 採用できない △ 選択制

○通常の計算方法

① 定額法

$$(\text{取得価額} - \text{残存価額}) \times \text{耐用年数に応ずる定額法による償却率} \times \frac{\text{使用月数}}{12}$$

② 定率法

$$\text{前年末の未償却残高} \times \text{耐用年数に応ずる定率法による償却率} \times \frac{\text{使用月数}}{12}$$

（注）前年末の未償却残高は取得価額より前年までの減価償却費の合計額を控除した金額

③ 上記のほか（a）生産高比例法、（b）取替法、（c）税務署長の承認を受けた償却の方法などがある

○償却方法を変更したときの計算方法

① 定額法から、定率法に変更した場合

$$(\text{変更する年の1月1日の未償却残高}) \times (\text{耐用年数に応ずる定率法による償却率}) \times \frac{\text{使用月数}}{12}$$

$$= (\text{変更した年の減価償却率})$$

② 定率法から、定額法に変更した場合

$$\{(\text{変更した年の1月1日の未償却残高}) - (\text{実際の取得価額の1割})\} \times$$

$$(\text{法定耐用年数かまたは新たに計算した耐用年数に応ずる定額法による償却率}) \times \frac{\text{使用月数}}{12}$$

$$= (\text{変更した年の減価償却費})$$

（注）（法定耐用年数） - （経過年数） = （新たに計算した耐用年数）

その年数が2年に満たない場合は2年とする。

○耐用年数が短縮されたときの計算方法

① 定額法の場合

(取得価額－残存価額) × 新耐用年数による償却率 = 本年償却額

② 定率法の場合

前年末の未償却残高 × 新耐用年数による償却率 = 本年償却額

○資本的支出を行ったときの計算方法

① 定額法の場合

償却額 = (資本的支出の額－残存価額) × 耐用年数に応ずる定額法による償却率 × $\frac{\text{使用月数}}{12}$

② 定率法の場合

償却額 = 資本的支出の額 × 耐用年数に応ずる定率法による償却率 × $\frac{\text{使用月数}}{12}$

(注1) 上記により計算した資本的支出分の償却費を、本体の資産について従来通り計算した償却額に加算する。

(注2) 償却率は用途、構造に変化がなければ、資本的支出前の耐用年数に応ずる償却率をそのまま使用する。

(注3) 資本的支出を行った次年度からは、資本的支出分を本体の減価償却資産と分けて計算する必要はない。

(3) 計算方法の選択、届出、変更

○選 択

① 建 物

㊸平成10年3月31日以前に取得された建物……………定額法または定率法

㊹上記㊸以外の建物……………定額法

② 建物以外の有形減価償却資産……………設備の種類、その他税法で定める区分（建物附属設備、構築物、車両運搬具、工具、器具備品など）ごとに、原則としてそれぞれ定額法または定率法のいずれかを選択する。

③ 無形減価償却資産及び生物……………定額法

○届出、変更

① 新たに事業を開始した人……………開業した年の翌年の3月15日まで

② 計算方法を変更するとき……………変更しようとする年の3月15日までに届出て承認を受ける。

③ 計算方法を届出なかったとき……………鉱業用以外の減価償却資産は全て定額法となる。

(4) 取得価額

通常の場合の取得価額

① 次の㊸と㊹の合計額

㊸購入代金か、自分で製作または建築した場合は材料費、労務費等製造経費

㊹その資産を事業の用に供するために直接要した費用

(注) 消費税額を税込処理で記帳しているときは、消費税額を含んだ金額を取得価額として、減価償却費の計算をする。

② 取得後、資本的支出が生じた場合は、その金額を取得価額に加算する。

③ 贈与や相続、遺贈などで取得した場合の取得価額は、その資産を取得した者が引き続き所有していたものとみなして、贈与者等の取得価額を引き継ぐ。

(5) 残存価額

○残存価額

① 有形減価償却資産……………取得価額の10%

② 無形固定資産及び坑道……………零（残存価額なし）

○償却可能限度額

① 有形減価償却資産……………取得価額の95%

(注) 鉄骨鉄筋コンクリート造の建物などで、その資産の減価償却費の累計額が95%に達してもなお事業の用に使用している場合は、次の計算によりさらに1円まで減価償却できる。

$$\{(取得価額の5\%) - (1円)\} \div \{(その資産の法定耐用年数) \times \frac{3}{10}\}$$

- ② 無形固定資産及び坑道……………取得価額の100%。

(6) 耐用年数

○通常の場合の耐用年数

- ① 法定耐用年数（税務署から送られる「決算の手引」を参照）による。
 ② 2つ以上の用途に使用している場合は、使用時間、使用程度の割合などを考慮して、その割合の大きい用途の法定耐用年数による。

○中古資産を取得した場合の耐用年数

- ① 残存耐用年数が見積れるときはその見積耐用年数による。
 ② 残存耐用年数の見積りが困難なときは次により計算した年数によることができる。

㉑法定耐用年数の全部を経過したもの……………（法定耐用年数）× 20%

㉒法定耐用年数の一部を経過したもの……………{(法定耐用年数) - (経過年数)}

+ {(経過年数) × 20%}

(注1) 上記により計算した耐用年数に1年未満の端数があるときは切り捨てる。また計算した耐用年数が2年未満のときは2年とする。

(注2) 経過年数が不明のときは、構造、形式等を勘案して見積る。

- ③ 中古資産を取得し事業の用に供するにあたって改良等のために支出した金額が、当該中古資産の取得価額の50%に相当する金額をこえる等のときは、上記②によらず別の方法で耐用年数を計算する。

(7) 注意事項

- ① 稼働していない資産の減価償却……………必要な維持補修が行われいつでも稼働できる状態にあるものについては、減価償却の対象となる。
 ② 割賦購入した資産の減価償却……………所有権が移転していない場合でも、実際に事業用として使用していれば、使用開始のときから減価償却できる。
 ③ 年の途中で売却した資産の減価償却……………譲渡（売却）した年分の事業所得の必要経費に算入しても、譲渡所得の収入金額から控除する取得費に含めてもどちらでもよい。

(注) ただし、建物、建物付属設備、構築物及び無形固定資産については、減価償却費を正規に計算する。

- ④ 年の途中で取りこわした資産の減価償却……………その年の取りこわしなどをしたときまでの減価償却費を計算しないで、その年の1月1日現在の帳簿残高を取りこわし損などとして必要経費とすることができる。

(8) 減価償却の特例

- ① 中小企業者の機械等の特別償却制度
 ② その他

5. 繰延資産の償却

(1) 必要経費になる金額

イ.

$$\text{償却費} = \text{繰延資産の金額} \times \frac{\text{その年において業務を行っていた期間の月数}}{\text{償却期間}}$$

(注) 償却期間に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

ロ. 次のものは繰延資産としないで、全額をその年の必要経費にできる。

- (a) 支出した金額が20万円未満の場合（ただし、開業費などは次表の通り金額に関係なく必要経費にできる）

(b) 国、地方公共団体、商店街等の行う街路の簡易舗装、街灯、がんぎ等の簡易な施設で、主として一般公衆の便益に供されるものに充てられる負担金

(2) 償却期間

繰延資産		償却期間 (支出の効果の及ぶ期間)
開業費、開発費、試験研究費		5年が原則。ただし事業主の自由でその年の経費をきめることもできる
公共的施設の設置または改良のために支出する費用	(1) その施設または工作物はその負担した者にもっぱら使用されるものである場合	その施設または工作物の耐用年数の10分の7に相当する年数
	(2) (1)以外の施設または工作物の設置または改良の場合	その施設または工作物の耐用年数の10分の4に相当する年数
共同的施設の設置または改良のために支出する費用	(1) その施設が負担者または構成員の共同の用に供されるものである場合または協会等の本来の用に供されるものである場合	イ 施設の建設または改良にあてられる部分の負担金については、その施設の耐用年数の10分の7に相当する年数 ロ 土地の取得にあてられる部分の負担金については、45年
	(2) 商店街における共同のアーケード、日よけ、アーチ、すずらん灯等負担者の共同の用に供されるとともにあわせて一般公衆の用にも供されるものである場合	5年(法定耐用年数が5年より短い場合にはその耐用年数)
建物を貸借しまたは使用する権利金等	(1) 建物の新築に際し、その所有者に対して支払った権利金等で当該権利金等の額が当該建物の賃借部分の建設費の大部分に相当し、かつ、實際上その建物の存続期間中賃借できる状況にあると認められている場合	その建物の耐用年数の10分の7に相当する年数
	(2) 建物の賃借に際して支払った(1)以外の権利金等で、契約慣習等によってその明け渡しに際して借家権として転売できることになっているものである場合	その建物の賃借後の見積残存耐用年数の10分の7に相当する年数
	(3) (1)および(2)以外の権利金等の場合	5年(契約による賃借期間が5年未満である場合において、契約更新に際して再び権利金等の支払を要することが明らかであるときは、その賃借期間)
広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用		その資産の耐用年数の10分の7に相当する年数(その年数が5年をこえるときは、5年)

(3) 注意事項

公共的施設の負担金等を分割して支払う場合は次による。

- ① 支払い期間が3年以内の場合は、総額をもって償却できる。
- ② 支払い期間が3年を超える場合は、たとえ総額が確定している場合でも、原則として総額をもって償却することはできない。

6. 貸倒損失の処理

(1) 貸倒れの判定基準

イ. 全額を貸倒れにできる場合………債務者の資産状況、支払能力などからみて貸金等の全部の回収不能が明らかな場合

(注) 担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ貸倒れとすることはできない。

ロ. 備忘価額(1円程度)を残して残額を貸倒れにできる場合

- ① 債務者(不動産業など通常同一人と継続的な取引を行わない事業を除く)との取引の停止をした時以後1年以上を経過した場合(担保物のある場合を除く)
- ② 同一地域において有する売掛金等の総額が、その取立てのために要する旅費その他の費用にみたない場合で、債務者に対し支払を督促したにもかかわらず返済がない場合

ハ. 次の場合は切り捨てられることになった金額又は債務免除額が貸倒れとなる

- ① 会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合
- ② 法令の規定による整理手続によらない関係者（債権者集会や金融機関のあっせんによる当事者間）の協議決定で切り捨てられた場合
- ③ 債務者の債務超過の状態が相当期間継続して、その貸金などの支払をうけることができない場合に、債務免除額を書面により通知した場合

(2) 貸倒引当金

次の二種があります。

- ① 個別評価債権に係る貸倒引当金
- ② 一括評価債権に係る貸倒引当金

第5章 青色専従者給与の税務

1. 青色専従者についての基本的事項

(1) 青色専従者とは

家族従業員のうち、次のいずれにもあてはまる人を青色専従者という。

- ① 事業主と生計を一にする配偶者や親族であること。
- ② 年令15才以上の人であること。
- ③ その事業にもっぱら従事している人。

(2) 事業主と生計を別にしてしている家族従業員の取扱い

アパートやマンションなどから通勤し、事業主と生計を別にしてしている家族従業員、あるいは、たとえ、事業主と同居していても、たとえば結婚している息子夫婦の家族従業員や兄の店に働く弟従業員などで生計が別になっていれば、一般従業員と同様に取り扱われ、青色専従者ではない。

(3) その事業に専ら従事するとは

その年を通じて、6か月を超える期間、その事業に専ら従事する者を専従者といい、次のいずれかに該当する場合は、その事業に従事することができる期間を通じて、その期間の2分の1を超える期間、専ら従事すればよいこととされている。

- ① 事業が年の中途における開業、廃業、休業または、その事業主の死亡、その事業が季節営業であること、その他の理由によりその事業が年中を通じて営業されなかったこと。
- ② 専従者の死亡、長期の病気、婚姻、その他相当の理由、例えば、専従者が年の中途から他に就職することになった場合、または、他の就職先を退職し年の中途から家業に専従した場合などによりその年中を通じて専従できなかったこと。

(4) 妻や学生専従者の取扱い

- ① 配偶者（妻）が専従者である場合は、単なる手伝いの程度にすぎない場合を除いては、育児その他の家事に従事している場合でも原則として専従者とされる。
- ② 学生専従者の場合は、夜間学生で昼間の営業を主とする事業に専ら従事する場合、昼間学生で夜間の営業を主とする事業に専ら従事する場合は専従者とされることは当然であるが、例えば、在学中の息子が学期末の休暇に家業に従事した場合も、従事可能期間（学期末の休暇全日数）の2分の1を超える期間を専ら従事したときは専従者とみなされる。

しかし、税法では、専従者給与をとると、その金額のいかんにかかわらず、扶養控除の適用は認めないので、注意する必要がある。

(5) 青色専従者給与と配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除との関係

青色専従者給与を受けた者は配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用を受けることはできない。

しかし、たとえば、いままで専従者であった娘が他家へとついで、嫁入後は事業主（親）と生計を一にしないこととなった場合であるならば、通常の夫婦共働きの場合と同様に考えて、たとえば青色専従者給与以外に所得がない場合は、給与所得控除後の青色専従者給与が38万円以下であれば同じ年に事業主（親）から専従者給与を受けていても夫の配偶者控除等を受けることができる。

2. 青色専従者給与に関する届出書

(1) 支給が認められる二つの条件

青色専従者に支給した給与が必要経費になるには、上記1で説明した青色専従者の資格がととのっていることのほかに、次の二つの条件を充たすことが必要である。

- ① 税務署に「青色専従者給与に関する届出書」を提出していること
- ② この届出書に記載された方法に従って、その記載された金額の範囲内で支給された給与が、労働の対価として適正な額であること

(2) 届出書の提出、追加及び変更届

イ. 届出書の提出

「青色専従者給与に関する届出書」は、新規青色申告者はその年の3月15日まで（その年の1月16日以後新規開業の場合には、開業の日から2か月内）に、所轄税務署長に提出する。ただし、1回提出すれば追加、変更以外は毎年あらためて提出する必要はない。

ロ. 届出書の追加及び変更届

この届出書に記載した給与の金額の基準を変更する場合は、遅滞なく「変更する内容及びその理由」などを記載した変更届出書（通常の届出書と同じもの）を提出する。

また、新たに専従者が増えた場合には、2か月以内に届出ることになっている。

なお、給与の金額を減額するときや、専従者が減った場合には変更届を提出する必要はない。

3. 青色専従者の適正給与の判定ときめ方

(1) 適正給与の判定基準

適正給与の判定基準の第一は、さきに述べたとおり「青色専従者に関する届出書」に記載した方法に従って、その金額の範囲内であるかどうかを判断する。

次に、この届出書に従って支給された金額が、世間相場などからみて適正であるかどうかを判断する。届出書が形式的判定基準と呼ぶならば、これは実質的な判定基準とでも呼ぶことができる。

実際支給額が適正な給与かどうかの実質的判断基準は次のようなことを総合的に判断するものとされている。

- ① 労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度
- ② その事業と同種の事業で、その規模が類似するものが支給する給与の状況
- ③ その事業に従事する他の使用人が支払を受ける給与の状況
- ④ その事業の種類及び規模並びにその収益の状況

(2) 適正給与のきめ方

従業員を雇用するときには、その給与支給額について

- ① 良い質の従業員を予定人数だけ集められるかどうか（世間相場との関係）
- ② 採用した従業員の生活が十分に支えられ定着するかどうか（生活費との関係）
- ③ 能力も高く、努力している従業員が張り合いがもてるようになっているかどうか（能力、労務の内容との関係）
- ④ 給与をめぐる労使関係の安定が得られるかどうか（企業の支払能力）

以上のような諸条件を考慮しながら給与支給額をきめるであろう。

専従者は雇用従業員とは違って、事業主との共同経営者あるいは将来の後継者として単なる労働時間の量でははかりきれない、労務の性質（役割とでもいうべきもの）を果たしているのではなからうか。

専従者の特別な地位を前提に、前述の要素を判断の基礎に、具体的には公務員給与ベースや中小企業のモデル賃金など世間相場を参考にしながら「他人だったら、いくら払うか」、「よそへ働きに行けばどれだけ貰えるか」をも考えて、専従者給与額をきめればよいであろう。

(3) 事業主の所得を上まわっても認められるか

例えば、①事業主が高齢、病弱などで、実際は息子専従者が一切の経営のきりもりをしているとか ②災害、貸倒れなど偶発的損失により、事業主の所得が著しく減少した場合には、その息子専従者の給与が事業主の所得を上まわったとしても、その専従者給与がその勤務の状況などからみて相当な金額であるならば、否認されることはない。

というのは、専従者給与額はあくまでも、事業の種類や専従者の事業遂行上に占める役割、労務の性質やその働きの量と質、さらには、専従者の事業遂行上の地位、役割、その他実態にてらして、個別的に判断すべきものだからである。

(4) 事業主の所得が赤字になったら否認されないか

企業は生きものである。いつなんどき貸倒れの発生や不慮の災害、景気の変動にみまわれて所得が赤字になるかわからない。

このような偶発的な理由が有るときには、所得が赤字になっても支払った専従者給与が勤務の状況などからみて適正なものであるかぎり、全額必要経費になる。しかし、毎年通常の経営で赤字になるのに専従者給与を支払うことは、収益の状況、支払能力という点からみて問題である。

4. 青色専従者給与と源泉所得税

青色専従者給与は給与所得であるから一般の給与と同様に、源泉所得税課税の対象となる。

源泉所得税は、受給者が負担する税金であるが、受給者が自身で納付するのではなく、給与の支給者が毎月支給する給料や盆暮に支給する賞与から、これに対応する所得税を天引して預り、受給者に代わって納付するもので、これを「源泉徴収制度」といい、この事務を取り扱う責任が給与の支払者に与えられており、これを「源泉徴収義務者」という。

ところが、この源泉徴収が面倒であるとか、余計な税金を払うのは馬鹿らしいなどという理由から、専従者給与を源泉所得税のかからない範囲に支給しておこうという事業主もいるようである。

しかしこれは、専従者の人格とその働きを無視した非近代的な考え方である。

専従者に適正な給与を支給することは、専従者の人格の尊重と労働意欲の向上となり、それが後継者である場合には自立精神を涵養し、家業継承への情熱を高めることとなり、最も合理的な経営政策といえる。

第6章 青色申告の特典

青色申告の特典として生活衛生営業に関係のあるものに次のような特典がある。

1. 退職給与引当金

退職給与引当金は、従業員が退職した場合に、一時に支払われる退職金に備えて、あらかじめ毎年、下記により計算された金額を引当金として、これを必要経費に算入する制度である。

そして、実際に退職金を支払った場合は、退職した年の前年12月31日における、その従業員についての退職給与金の要支給額を、引当金からとりくずす。引当金を超える支払があった場合は、その超過分が実質的にその年の退職金として必要経費になり、引当金の範囲内での支払は、すでに、経費と

して処理済みであるから引当金のとりくずし額と相殺の形になる。

(1) 設定することができる要件

- ① 労働協約や就業規則による退職給与規程、あるいは、労働基準法第89条の適用を受けてない場合には、退職給与規程（ごく簡単なものでよい）をあらかじめ税務署長に届け出ていること。
- ② 確定申告書に添付する決算書と共に繰入額の必要経費算入に関する明細書を提出すること。

(2) 必要経費として認められる繰入限度額

次の①、②、③によって計算した繰入額のうちもっとも低い金額（労働協約による退職給与規程がある場合は、①、②のうちいずれか低い金額）

- ① （期末退職給与の要支給額）－（前期末退職給与の要支給額）＝（繰入額）
- ② （期末退職給与の要支給額）× $\frac{20}{100}$ －（前年から繰り越された退職給与引当金勘定の
当年末現在額）＝（繰入額）
- ③ （年末現在在職する使用人に対する給与の支給総額）× $\frac{6}{100}$ ＝（繰入額）

（注）1. 期末退職給与の要支給額とは、年末において在職する使用人の全員が同日自己の都合により退職するものと仮定した場合に、退職給与規程によって計算される退職給与の合計額。

2. 前期末退職給与の要支給額とは、年末において在職する使用人のうち、前年末日から引き続き在職している者の全員が、前年末日において自己の都合により退職するものと仮定した場合に、退職給与規程により計算される退職給与の合計額。

3. 次に掲げる項に該当する場合には、労働協約により退職給与規程が定められている場合と同様に、③の給与総額基準は適用しないで、①と②のいずれか少ない金額にされる。

イ. 労働基準法の規程により行政官庁に届け出た就業規則により定められた退職給与規程の場合には、労働者の過半数で組織する団体等の意見および、労働者への周知を行った事実の詳細を記載した書面を添付したとき。

ロ. 予め税務署長に届け出た退職給与規程によっている場合に、退職給与規程の作成または変更に関する使用人全員の意見を記載した書面およびその周知を行った事実の詳細を記載した書面を添付したとき。

4. この制度の適用にあたっては、専従者は除外されている。

(3) 引当金の取りくずし

次の場合は、次に掲げる引当金を取りくずさなければならない。

- ① 使用人が退職した場合……退職した年の前年末日におけるその使用人の退職給与金の要支給額
- ② その年の12月31日における引当金額が同日の退職給与金の要支給額の20%を超える場合……その超える金額
- ③ 正当な理由がないのに退職給与金を支給しない事実がある場合……その事実があった日の引当金勘定の金額
- ④ 退職給与規程が存在しなくなった場合……存在しなくなった日の引当金勘定の金額
- ⑤ 事業の全部を譲渡または廃止した場合……その日の引当金勘定の金額
- ⑥ 青色申告を取り消され、または取りやめた場合……その年から3年以内に3分の1ずつ取りくずす。

2. 青色申告特別控除

(1) 青色申告特別控除には、次の二種類があります。

控除額	記帳方法	添付書類	適用を受けられる者
65万円 (注1)	正規の簿記(複式簿記)	貸借対照表 損益計算書 (注2)	事業的規模の不動産事業者 事業所得者 (注3)
10万円 (注1)	簡易簿記	損益計算書	不動産所得者 事業所得者 山林所得者

(注1) 控除額は、いずれも事業所得等の総収入金額から必要経費を控除した金額の合計額が限度となります。

(注2) 確定申告期限(3月15日)までに確定申告書に添付し提出します。

(注3) 現金主義の適用を受ける者を除きます。

3. 純損失の繰越しと繰戻し

(1) 純損失の繰越し

事業に欠損(赤字)が生じた場合は、この欠損金を向こう3年間繰越すことができる。純損失の金額とは、損益の通算をしても控除しきれない損失の金額をいう。つまり、事業の赤字は、不動産所得、配当所得、給与所得、譲渡所得、退職所得、または山林所得がある場合は、これらの金額から控除してなお控除しきれない金額をいうが、この純損失の繰越は、この純損失の生じた年以降連続して確定申告をしている場合に限って適用される。

(2) 純損失の繰戻し

前年も青色申告書を提出している青色申告者で、その年に純損失の金額を生じたときは、その年の青色申告書を提出期限までに提出すると同時に純損失による税金の還付を請求することができる。

還付金額は、前年分の課税所得金額からその年の純損失の金額を繰戻して控除した金額に対する税額を前年分の税額から控除したものである。

4. 更正の制限と更正の理由付記

(1) 更正の制限

青色申告者に対する更正は、その備付帳簿に基づいて調査し、その調査により誤りがあった場合に限り更正することができるもので、帳簿に信頼性のおけない白色申告者に対するように見込み課税をされることはない。

(2) 更正理由の付記

青色申告者に対して更正する場合は、更正通知書にその理由を具体的に付記しなければならないことになっている。

即ち、理由なくして更正することはできないのである。

これこそ、事業者が自己の記帳を信じて、安心して経営にはげめる、精神的な青色申告最大の特典である。

[おことわり]

本稿は、平成18年4月1日現在の法律にもとづいて記しております。

第2部 個人青色申告者の消費税

第1章 消費税のあらまし

[要 点]

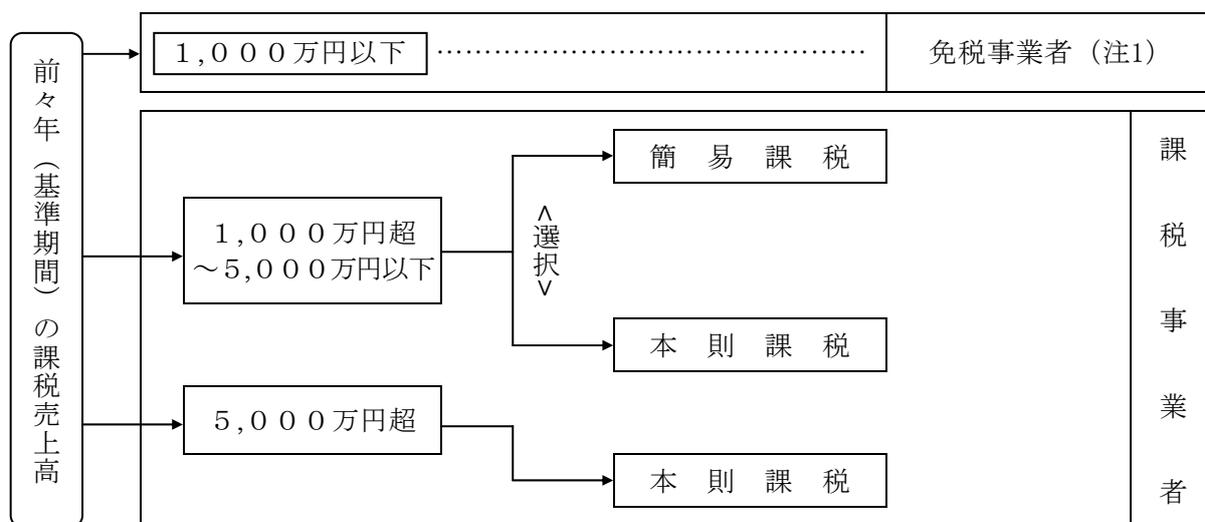
- 消費税は、製造から卸へ、卸から小売りへ、小売りから消費者へと、順次行われる取引の総ての段階で課税され、その税額は順次先へ転嫁して行くことを予定した税金です [転嫁を予定した税金]。
- 消費税は、最終的には総て消費者に転嫁され、消費者が商品やサービスの購入を通じて負担することを予定している税金です [消費者負担を予定した税金]。
- 消費税は、事業者が税務署へ納めます [間接税]。
- 事業者は、税務署へ納付する消費税額を計算する際、前段階から転嫁された消費税額を控除します [仕入税額控除]。
- 税率は5%です。(このうち1%分は地方消費税分。)

(1) 消費税の流れ

	部品製造業者	完成品製造業者	卸売業者	小売業者	消費者
仕 入 れ	1円	31,500円	52,500円	63,000円	84,000円
(内消費税等の額)	(1円)	(1,500円)	(2,500円)	(3,000円)	(4,000円)
売 上 げ	30,000円	50,000円	60,000円	80,000円	
消 費 税 額	1,500円	2,500円	3,000円	4,000円	
売 上 合 計	31,500円	52,500円	63,000円	84,000円	
納 付 税 額	1,500円 <300円>	(2,500円-1,500円) 1,000円 <200円>	(3,000円-2,500円) 500円 <100円>	(4,000円-3,000円) 1,000円 <200円>	納付税額合計 4,000円 <800円>

- (注) 1. 税務署へ納付する消費税額の計算は、1年間の売上げと仕入れの合計額を基に行います。
 2. 部品製造業者の仕入れは無いものと仮定しました。
 3. 「納付税額」欄の税額は、消費税額と地方消費税額()書の金額)の合計額です。

(2) 消費税の課税のしくみ



(注1) 選択により課税事業者になることもできます。

第2章 課税範囲

[要 点]

● 消費税の課税の対象となる取引は、次の①～⑤いずれにも該当する取引です。

- ① 国内で
- ② 事業を行う者（事業者）が
- ③ 事業として
- ④ 対価を得て行う
- ⑤ ①資産の譲渡
①資産の貸付け
②役務（サービス）の提供

(注) 1. 「資産の譲渡」とは、資産につきその同一性を保持しつつ、他人に移転させることをいいます。

2. 「資産の貸付け」とは、賃貸借契約等により資産を他人に貸し付けることその他、資産に係る権利の設定、その他他の者に資産を使用させる一切の行為をいいます。

3. 「役務の提供」には、例えば運送、保管、広告、宣伝、印刷、仲介、代理、情報の提供等のほか、弁護士、税理士、作家、芸術家、プロスポーツ選手等による専門的知識や技能に基づくサービスの提供も含まれています。

4. 「資産の譲渡」「資産の貸付け」「役務の提供」を総称して、「資産の譲渡等」と呼びます。

(1) 「事業として」

「事業」とは、対価を得て行う資産の譲渡等を反復・継続・独立して行うことをいいます。

したがって、個人事業者が行った棚卸資産の売却や事業のために使用していた建物・機械・自動車などの固定資産の売却は勿論のこと、空箱・空ビン・作業屑の売却などをはじめ、事業に付随した収入は総て課税の対象となります。

Q & A

<家庭用資産の売却は課税対象外>

Q 個人の青色申告者です。昔から持っていた掛け軸を知人から求められ、80万円で売却しました。この売却代金も、課税の対象になりますか？

A あなたは事業者で、対価（80万円）を得て、資産（掛け軸）の譲渡を行ったわけですから、前記の「課税取引」の5つの条件のうち①・②・④・⑤には該当します。

しかし、売却した掛け軸は家庭用の資産であって、事業用の資産ではなかったと思われるので、③の「事業として」には該当しません。

したがって、ご質問の場合は、所得税では譲渡所得として課税の対象となりますが、消費税では課税の対象となりません。

(2) 「対価を得て」

「対価を得て」とは、資産の譲渡等の反対給付として対価を得るということですから、単なる資産の贈与、無償貸付等は課税の対象となりません。

なお、「対価を得て」の対価とは、現金にかぎりませんので、交換、代物弁済・負担付贈与なども、対価を得て行われる資産の譲渡に含まれます。

Q & A

<家事消費は課税の対象>

Q 私は飲食店です。家庭で使用する米などは店の物を使用し、決算のとき、使用量等を見積って売上げに加算していますが、店に現金を支払っているわけではありません。

したがって、「対価を得て」るわけではありませんから、課税の対象外と考えてよいですか？

A たしかに、家事消費は通常対価の支払いを伴いません。しかし、消費税法は家事消費を「事業として対価を得て行う資産の譲渡とみなす」と定めています。

したがって、ご質問の家事消費は、課税の対象となります。

なお、事業用の固定資産等の全部又は一部を家庭用にのみ使用したときも同様に取り扱われます。

(注) 例えば事業の用に供にしている自動車を家事のために利用する場合のように、その資産につき家事のために使用する部分を明確に区別できないときは、その利用は、「使用」に該当しません。

<事業用消費は課税の対象外>

Q 店の棚卸商品を顧客に宣伝用として無料で配布したときは、どうなりますか？

A 対価を得ているわけではなく、法律にも家事消費のように「みなす」規定がありませんから課税の対象とはなりません。

第3章 納税義務者

[要 点]

- 国内において「課税資産の譲渡等」を行った者は、原則として消費税を納める義務を負います。
(注) 「課税資産の譲渡等」とは、「資産の譲渡等」のうち非課税取引以外のものです。

(1) 納税義務者

課税資産の譲渡等を行った者は、業種を問わず、原則として納税義務者となります。

(2) 納税義務の免除

前々年の課税売上高が1,000万円以下の者は、免税事業者となり、納税の義務が免除されます。

第4章 非課税取引（消費税の課税の対象とならない取引）

[要 点]

- 消費税では、当初非課税取引として消費税の性格になじまないもの、政策的配慮によるものなど、8項目が定められていましたが、平成3年10月1日以降社会政策上の配慮から新たに7項目が追加されました。
- 非課税取引に対しては、たとえ課税事業者が行った取引であっても、消費税が課税されません。
(注) 「課税事業者」とは、免税事業者以外の事業者です。
- 輸出取引は免税です。

(1) 非課税取引となるもの

①当初から定められたもの

第5章 課税標準と税率

(消費税の納付税額を計算する際の基本となる金額とそれに乗ずる税率)

[要 点]

- 消費税の課税標準は、資産の譲渡等の対価の額です。
- 消費税、地方消費税、軽油引取税、ゴルフ場利用税・入湯税の額は、課税標準に含まれませんが、酒税・たばこ税等その他の個別消費税の額は、課税標準に含みます。
- 税率は4%です（他に地方消費税が1%相当分かかります）。

(1) 「対価の額」とは

「対価の額」とは、課税資産の譲渡等の対価として收受し又は收受すべき一切の金銭若しくは金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の額をいいます。即ち、通常は所得税で売上高に計上した金額がそのまま消費税の課税標準となります。

(2) 特殊なものの扱い

区 分	課 税 標 準
① 家事消費	〈原則〉時価 〈特例〉棚卸資産については仕入金額 (時価のおおむね50%以上)
② 事業用消費	課税対象外
③ 事業用資産の家庭用のみへの転用	時 価
④ 資産の下取りをしての販売	下取り金額を控除する前の販売価額

(3) 税 率

4%

(注) 他に地方消費税が消費税額の25%—即ち消費税率1%に相当—かかります。

第6章 免税事業者（消費税を実際に税務署へ納付する義務が免除される者）

[要 点]

- 前々年の課税売上高が1,000万円以下の者は免税事業者となり、消費税を実際に税務署へ申告、納付する義務が免除されます。
- 免税事業者であっても、仕入の際には消費税がかかります。
- 免税事業者は、課税事業者のように、仕入の際に支払った消費税額を売上げの際にかかった消費税額から控除することができません。
- 免税事業者も選択をすれば、課税事業者になることができます。

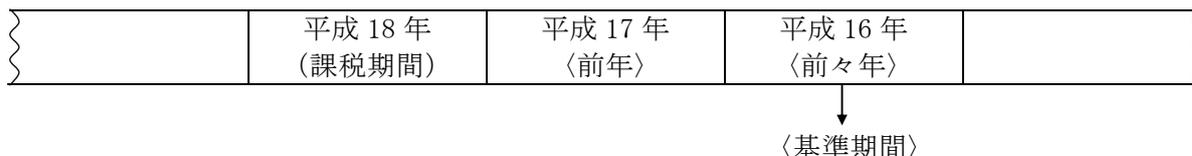
(1) 免税事業者かどうかの判断

① 「前々年」とは

その年（課税期間）の前々年のことです。したがって、課税期間を平成18年とすると、「前々年」は平成16年になります。

(注) 課税期間の「前々年」のことを「基準期間」と呼びます。

<例> 基準期間



② 「課税売上高」とは

「課税売上高」とは、消費税額を含まないいわゆる「税抜き」の課税資産の譲渡等の金額です。

したがって、売上げを消費税額込み（税込み）で記帳処理しているときは、次の算式で計算した金額が課税売上高になります。

$$\boxed{\text{課税売上高}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{1月～12月の} \\ \text{課税売上高} \\ \text{(税込) (注)} \end{array}} \times \frac{100}{105}$$

(注1) 「課税売上高（税込）」とは、次により計算した金額です

$$\begin{aligned} & (\text{課税資産の譲渡等の金額 (税込)}) - (\text{課税売上げに係る返品・値引} \\ & \quad \cdot \text{割戻しの金額 (税込)}) = (\text{課税売上高 (税込)}) \end{aligned}$$

(注2) 基準期間が免税事業者であった場合の、その基準期間の課税売上高は、上記のいわゆる税抜き処理をしていない金額です。

③ 「1,000万円」の判断は

事業所得と不動産所得があるときは、両方の「課税売上高（税抜）」の合計で判断します。

Q & A

<後日税務調査で課税事業者であることが判明したら>

Q 平成18年（課税期間）は免税事業者に該当していましたが、税務調査で平成16年（基準期間）の課税売上高が1,000万円を超えることになりました。

平成18年はこのまま免税事業者でよいのでしょうか。それとも課税事業者になるのでしょうか？

A たとえ、課税事業者になることが判明したのが平成18年の途中であっても、平成18年1月1日にさかのぼって課税事業者となります。

したがって、納付課税額の計算は平成18年1月1日から12月31日までの課税売上げと課税仕入れをもとに行うこととなります。

<平成17年以降の新規開業ならば平成18年は免税事業者>

Q 私は平成17年4月に開業をしました。それ以前は給与所得者で、いわゆる課税売上高なるものは有りませんが、平成18年の消費税の納税義務はどうなりますか？

A 基準期間となる平成16年の課税売上高は0（ゼロ）ですので、平成18年は免税事業者となります。なお、平成19年免税事業者となるか否かは、開業をした平成17年4月から12月末日までの課税売上高によって判断します。

(2) 免税事業者の有利・不利

有 利 な 点	不 利 な 点
(1) 事務負担の軽減 ① 消費税額計算の不必要 ② 申告・納付の不必要 ③ 区分経理（売上げ…課税売上げと非課税売上げ。仕入れ…課税仕入れと非課税仕入れ）の不必要 (2) 理論上は、課税事業者よりも安く価格を定められる。	(1) 仕入れの際に支払った消費税額の控除（仕入税額控除）ができない (2) 仕入れの際に支払った消費税額を価格に転嫁できないときは利益が減少する

(3) 課税事業者の選択

①課税事業者を選択した方が有利な場合

① 課税事業者が税務署へ納付する税額は、「売上げに係る消費税額」から「仕入れに係る消費税額」を控除した金額です。なお、「仕入れに係る消費税額」の方が多いときは、その控除不足額は還付されます。

② したがって、「売上げに係る消費税額」よりも「仕入れに係る消費税額」の税額の方が多いたときは、課税事業者を選択してその差額の還付を受けた方が有利になります。

(注) 「売上げに係る消費税額」より「仕入れに係る消費税額」の方が多くなる事例としては、次のような場合があります。

- 多額の設備投資を行った場合
- 過年度の売上げにつき多額の値引き・返品等が予想される場合
- 過年度の売上債権につき多額の貸倒れが予想される場合

②課税事業者の選択の方法

選択しようとする課税期間の前年末までに所轄税務署長に「消費税課税事業者選択届出書」を提出します。

③課税事業者の選択をとり止めるとき

① 免税事業者が課税事業者を選択すると、事業を廃止したときを除き2年間は継続して選択しなければなりません。

(注) したがって、課税事業者を選択することの有利・不利は、2年間を通算して判断しなければなりません。

② 選択をとり止めようとするときは、とり止めようとする課税期間の前年末日までに、所轄税務署長に「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出します。

第 7 章 納付税額の計算（税務署へ納付する税金の計算）

[要 点]

- 納付する税金の計算は次により行います。

$$\text{納付税額} = \text{売上げに係る消費税額} - \left(\text{仕入れに係る消費税額} + \text{売上債権の貸倒れに係る消費税額} \right)$$

└────────── 控 除 税 額 ─────────┘

(注) 1. 正しくは上記算式のうち「控除税額」の部分は、次のようになります。

$$\left[\begin{array}{l} \text{仕入れに係る} \\ \text{消費税額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{売上げに係る返品・値引・} \\ \text{割戻しに係る消費税額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{売上債権の貸倒れに} \\ \text{係る消費税額} \end{array} \right]$$

2. 「仕入れに係る消費税額」とは、仕入れに含まれる消費税額から仕入れに係る返品・値引・割戻しに係る消費税額等を控除したり調整した後の金額をいいます。

3. 貸倒れとなった売掛金などの売上債権を回収したときは、「回収した税込対価の額を基にして算出した消費税額」を「売上げに係る消費税額」に加えます。

- 納付する税金の計算は、「売上げ」「仕入れ」等全て課税期間（1月1日～12月31日）中の合計額で行います。

（注）1. 選択・届出により課税期間を3か月ごと（1～3月、4～6月、7～9月、10～12月）に短縮することもできます。

- 「売上げ総額」のうちに占める「課税売上高」の割合が95%未満のときは、「仕入れに係る消費税額」を課税売上げに係る分とその他の分に分け、課税売上げに係る分だけを「売上げに係る消費税額」から控除します。

(1) 「売上げに係る消費税額」の計算

$$\text{売上げに係る消費税額} = \text{課税売上高（税込）} \times \frac{4}{105}$$

（注）「課税売上高」を税抜きで記帳処理をしているときは、上記算式の $\frac{4}{105}$ は $\frac{4}{100}$ になります。

(2) 「仕入れに係る消費税額」の計算

$$\text{仕入れに係る消費税額} = \text{課税仕入高（税込）} \times \frac{4}{105}$$

（注）1. 「課税仕入高」を税抜きで記帳処理をしているときは、上記算式の $\frac{4}{105}$ は $\frac{4}{100}$ になります。

（注）2. 免税事業者や消費者から仕入れた場合であっても、その仕入れには消費税額が含まれているものとして、上記算式を適用します。

(3) 「課税仕入れ」の範囲

① 消耗品・修繕費も仕入れ

「課税仕入れ」には、一般にいう棚卸資産の購入だけでなく、機械・備品・消耗品の購入や修繕費・店舗等の賃借料など消費税の課税対象となる資産の購入・借り受け・役務の提供を受けたときの総てが含まれます。

（注）資産の取得等のために支出した金銭の源泉は問いませんので、例えばその金銭を受け取ったとき消費税の課税対象とならなかった保険金などで、その代替資産を取得したときであっても、「課税仕入れ」に該当します。

② 免税事業者や消費者からの購入も仕入れ

「課税仕入れ」には、免税事業者からの仕入れや中古品等の消費者からの仕入れも課税資産であるかぎり含まれます。

③ 固定資産は購入時に即時一括控除

建物・機械など事業用の固定資産（土地を除く）は、資産を購入した段階で、その仕入れの際にかかった消費税額を全額控除しますので、減価償却費は「仕入税額控除」の対象となりません。

④非課税取引の仕入れは控除できない

支払利子・割引料、支払保険料、有価証券、土地など非課税とされている資産やサービスの購入額は、購入時に消費税を負担していませんから、「課税仕入れ」には該当しません。

(注) ただし、郵便切手や葉書などの郵便切手類は、非課税取引ですから、仕入れのときは消費税がかかりませんが、それを自己で使用したときは「仕入税額控除」できます。なお、継続して処理しているときは、購入した日の属する課税期間の「課税仕入れ」とすることもできます。例えば商品券などの物品切手も同様です。

⑤消費税の課税対象外となっている取引は課税仕入れではない

従業員給与・専従者給与・アルバイト代等の人件費など、もともと消費税の課税対象となっていない取引は、対価を受け取った方でも消費税がかかりませんが、支払った方も消費税を負担していませんから「課税仕入れ」にはなりません。

(4) 税額計算にあたっての注意

① 免税事業者が課税事業者になったとき

i 前年の期末棚卸資産に含まれている消費税額を「仕入れに係る消費税額」に加算します。

(注) 免税事業者であった期間中に、課税仕入れをおこなったものに限られます。

ii 反対に、課税事業者が翌年から免税事業者となるときの、当年末の棚卸資産のうち当年中に仕入れたものに含まれている消費税額は、「仕入れに係る消費税額」から控除します。

② その他「仕入れに係る消費税額」の調整が必要なとき

i 仕入控除に比べ課税売上割合が著しく増加（又は減少）した場合

ii 非課税業務用固定資産(その税抜価額が100万円以上のもの)を課税業務用に転用した場合

iii 課税業務用固定資産(その税抜価額が100万円以上のもの)を非課税業務用に転用した場合

第8章 簡易課税（課税対象となる売上額から簡単に納付税額を計算する方法）

[要 点]

- 簡易課税制度は、前々年（基準期間）の課税売上高（税抜）が5,000万円以下の者が選択できます。
- 簡易課税制度を選択したときの、納付する消費税額の計算は、次のようになります。

$$\text{納付税額} = \underbrace{\text{課税売上高（税込）} \times \frac{4}{105}}_{\text{㊤売上げに係る消費税額}} - \underbrace{\text{㊤売上げに係る消費税額}}_{\text{㊤仕入れに係る消費税額とみなされる金額}} \times \text{みなし仕入率}$$

(注) 1. 業種ごとの「みなし仕入率」は次のとおりです。

事業区分	みなし仕入率	該 当 す る 事 業
第1種事業	90%	卸売業〔他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業（商品の購入は、事業者からの購入に限りません。）〕
第2種事業	80%	小売業〔他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで販売する事業で第1種事業以外のもの（製造小売業を除きます。）〕
第3種事業	70%	農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業〔第1種事業又は第2種事業に該当するもの及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を除きます。また、第3種事業の判定はおおむね日本標準産業分類（平成5年10月改訂版をいいます。以下同じです。）により判定します。〕
第4種事業	60%	第1種事業から第3種事業及び第5種事業以外の事業〔例えば、飲食店、金融・保険業等が該当することになります。〕
第5種事業	50%	不動産業、運輸・通信業、サービス業（飲食業に該当する事業を除きます。）〔第1種事業、第2種事業又は第3種事業に該当するものを除きます。また、第5種事業の判定はおおむね日本標準産業分類により判定します。〕

(注) 1. 貸倒れに係る消費税額は、上の㉔から㉖を控除した残額から控除します。

(注) 2. 貸倒れとなった売掛金等を回収したときは、その回収した金額を、課税売上高に加算して、この制度を適用します。

- 簡易課税制度を選択すると、2年間は選択をとり止めることはできません。
- 簡易課税制度には、有利な点、不利な点がそれぞれあります。

(1) 簡易課税制度の有利・不利

有 利 な 点	不 利 な 点
(1) 事務負担の軽減 ① 納付する消費税額の計算が簡単 ② 記帳にあたって課税仕入れと非課税仕入れの区分が不要 (2) 事業の状況によっては納税額が軽減	(1) 還付税額は発生しない (2) 事業の状況によっては納付税額が増大 (3) 選択等の手続きが必要 ① 「消費税簡易課税制度適用届出書」 ② 「消費税簡易課税制度不適用届出書」 (4) 2年間拘束

(2) 事業区分の具体的判定事例

〔製造業・小売業〕

☆ 食料品小売店舗において、軽微な加工をして販売する事業（小売店舗と同一店舗内において販売する場合に限る。）

内 容		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	備 考
仕出しの中身に調理する行為と調理する行為を伴わないものが含まれている場合で、全体が一体の料理として消費者に供給される場合				○			
八百屋における漬物、刻み野菜の詰め合わせ販売			○				事業者への販売は第1種
アイスクリーム屋、駄菓子屋におけるソフトクリームの販売			○				
パンの小売店が仕入れたパンを使ってサンドイッチとして販売				○			
小売店が仕入れたコーヒー豆をミルで挽いて袋に入れて販売			○				事業者への販売は第1種
食 肉 小 売 店	精肉、挽き肉、内臓等肉、味付け肉		○				事業者への販売は第1種
	タタキ、チャーシュー、ローストビーフ			○			
	ハム（仕入れたハムをスライスする行為）、ソーセージ（仕入れたソーセージをカットする行為）		○				事業者への販売は第1種
	カツ（トンカツ、ビーフカツ、チキンカツ、串カツ）、ヤキトリ、ハンバーグ（生のまま販売）		○				事業者への販売は第1種 加熱処理した場合は第3種
	コロッケ、ギョーザ、シューマイ（食肉を主体としたもの）			○			
	肉まん（仕入れた肉まんを保温する行為）		○				事業者への販売は第1種
	ポテトサラダ			○			
鮮 魚 小 売 店	<ul style="list-style-type: none"> ・丸売り（イワシ、サンマ） ・2枚おろし（サバ、アジ） ・むき身（赤貝、アサリ） ・サク取り（マグロ） ・すり身（イワシ、タラ） ・漬ける（マナガツオ、サワラ） ・和える（青柳、イカ） ・みりん干し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひらき（キス、アナゴ） ・3枚おろし（カツオ、ブリ） ・切り身（ブリ、サケ） ・刺身（マグロ、ヒラメ、ブリ） ・しめる（サバ、アジ） ・干す（アジ、キンメ） ・酢漬け（タコ、イカ） 		○			事業者への販売は第1種
	<ul style="list-style-type: none"> ・焼く（アジ、キンキ、タイ） ・ゆでる、むす（カニ、タコ） ・揚げる（アジ、エビ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・あぶる（カツオ） ・煮る（カレイ、イカ） 			○		加熱を伴う簡易な加工を店頭において顧客の注文に応じ無償で行っている場合は第2種

〔飲食店〕

内 容		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	備 考
あらかじめ決まったメニューにそった食材(1人分の材料を揃えるのみで調理は行いません。)を注文によって配達する事業(店売りはありません。)			○				調理行為が伴う場合は第3種
ハンバーガーショップでの持ち帰り用の販売	ハンバーガー、フライド・ポテト、シェイク(専用機でアイスクリーム及びシロップを保冷、かく押して販売)						
	コーヒー(粉末コーヒーをお湯で溶いて販売)			○			
	コーラ(専用機で原液及び炭酸水を保冷・希釈し販売)						
	ジュース(専用機でジュースを保冷し販売)		○				
アイスクリーム(購入したアイスクリームを容器に小分けして販売)							
飲食店が、客の注文により出前を行う場合					○		
飲食店が、製造した商品を土産用等として販売				○			
飲食店が、仕入れた商品をそのまま土産用等として消費者に販売			○				
飲食店が行う仕出し					○		
仕出専門店(飲食店設備を有していません。)が行う仕出し				○			
宅配ピザ店(飲食店設備を有していません。)が行うピザの宅配				○			
宅配ピザ店(飲食店設備を有しています。)が行うピザの宅配					○		
酒類小売店において立ち飲みのコーナーを設け、酒類をコップ売り(冷酒、かん酒)する行為					○		
スーパーに飲食店(焼きそば、ソフトクリーム等)を出店している事業者で、自己では飲食できる施設を所有していないが、スーパー側が広場等にテーブルと椅子を設置し、その場所でも飲食できる場合(飲食は持ち帰ることができる。)				○			
飲食店内にある酒等の自動販売機(セルフサービスを目的としたもの)					○		
ホテル内にあるホテル直営の売店が、ホテルが調理したサンドイッチ、オードブル等を販売				○		ルームサービス等で宿泊客の部屋まで運ぶ場合は第4種	
ホテル内にある飲料水の自動販売機			○				
立ち食いソバ屋					○		
食堂経営を一括委託した場合					○		
学校からの学校給食(学校の食堂)の委託を受けて行う食堂の経営及び学校の寄宿舎での食事の提供(材料等は自己調達)					○		

〔サービス業等〕

内 容		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	備 考
旅館業	自動販売機(ジュース、コーヒー等)や売店の売上げ		○				
	客室冷蔵庫の飲食物等の売上げ(宿泊料と区分してあるもの)				○		
	ゲームコーナーの売上げ					○	
理容・美容業における化粧品の販売			○				
公衆浴場におけるシャンプー、自動販売機の売上げ			○				

(3) みなし仕入率適用の特例

① 1事業の売上げが全体の75%以上を占める者の場合

みなし仕入率については、原則として、課税期間の課税売上高について、売上ごとに第1種事業から第5種事業に区別し、課税期間におけるそれぞれの課税売上高の合計高についてみなし仕入率を適用することとなりますが、第1種事業から第5種事業のうち2種類以上の事業を営む事業者で、1種類の事業の売上げが全体の75%以上を占める事業者については、当該75%以上を占める事業のみなし仕入率を当該事業以外の売上げに対しても適用することができます。

② 2事業の売上げが全体の75%以上を占める者の場合

第1種事業から第5種事業のうち3種類以上の事業を営む事業者で特定の2事業の売上げが全体の75%以上を占める事業者については、当該2事業のうち低い方のみなし仕入率を当該2事業以外の売上げに対しても適用することができます。

[みなし仕入率の適用関係]

事業売上区分		適用率
原則	一の事業を営む事業者	その事業の率
	二以上の事業を営む事業者	事業ごとの課税売上高にそれぞれの率を適用
選択	第一種事業の課税売上が75%以上	90%
	第二種事業の課税売上が75%以上	80%
	第三種事業の課税売上が75%以上	70%
	第四種事業の課税売上が75%以上	60%
	第五種事業の課税売上高が75%以上	50%
	第一種事業と第二種事業で75%以上	第一種事業90%・残80%
	第一種事業と第三種事業で75%以上	第一種事業90%・残70%
	第一種事業と第四種事業で75%以上	第一種事業90%・残60%
	第一種事業と第五種事業で75%以上	第一種事業90%・残50%
	第二種事業と第三種事業で75%以上	第二種事業80%・残70%
	第二種事業と第四種事業で75%以上	第二種事業80%・残60%
	第二種事業と第五種事業で75%以上	第一種事業80%・残50%
	第三種事業と第四種事業で75%以上	第三種事業70%・残60%
	第三種事業と第五種事業で75%以上	第一種事業70%・残50%
	第四種事業と第五種事業で75%以上	第一種事業60%・残50%

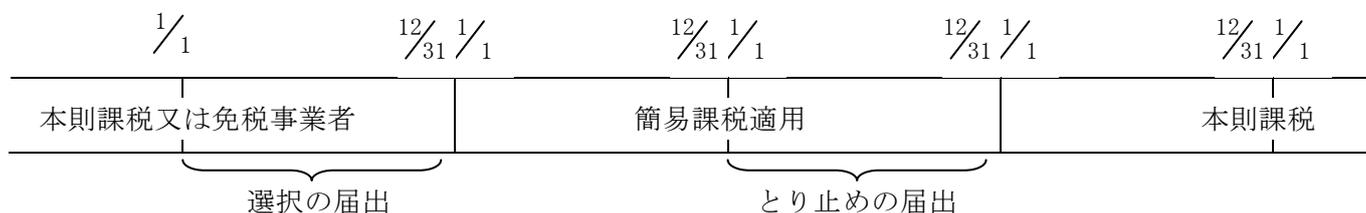
(4) 事業の種類を区分していない場合

簡易課税制度を選択する者は、売上げを第1種事業から第5種事業の事業ごとに区分記帳する必要がありますが、区分記帳していない場合には、区分していない部分については、その者の行っている事業のうち最もみなし仕入率の低い事業の売上げとして控除税額を計算することとなります。

例えば、第2種事業（小売業）と第4種事業（飲食業・サービス業等）を行っている事業者が、その売上げについて小売業部分と飲食業部分を区分していない場合には、区分していない部分についてはすべて第4種事業に係る売上げとして60%のみなし仕入率が適用されます。

(5) 選択の手続

- ①簡易課税制度を選択するときは、原則として選択する課税期間の前年末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄税務署長に提出します。
- ②簡易課税制度を選択すると、廃業の場合を除き、2年間は継続して選択しなければなりません。



(6) とり止めの手続

簡易課税制度の選択をとり止めようとする者は、とり止めようとする課税期間の前年末までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を所轄税務署長に提出することになっています。

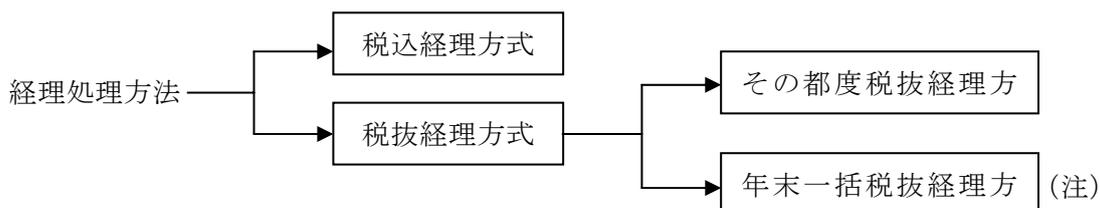
第9章 記帳の仕方

[要 点]

- 消費税は、帳簿や書類によって、「課税売上高」や「課税仕入高」を把握し、それによって納付税額を計算する仕組みになっています [帳簿方式]。
- 帳簿は、法律で定められている記載事項を記帳してあれば、所得税における青色申告用の簡易帳簿であっても差し支えありません。
- 簡易課税制度の適用を受けている場合を除き、平成9年4月1日以後、原則として課税仕入れ等の内容を記載した帳簿を保存し、かつ、課税仕入れ等に係る請求書等を保存していないと、「仕入れに係る消費税額」を「売上げに係る消費税額」から控除することはできません。

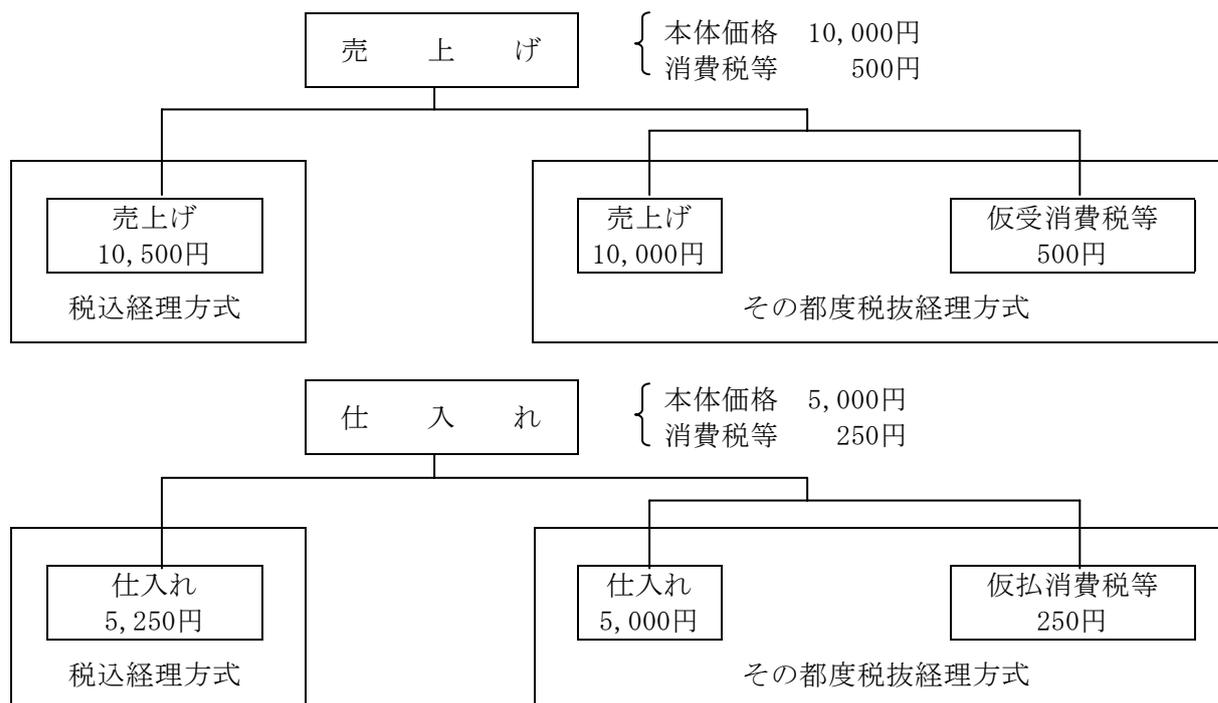
(注) 保存期間は7年です。

1. 経理処理方法の種類



(注) 「年末一括税抜経理方式」とは、期中の取引は「税込経理方式」で処理をし、年末に一括して税込金額を税抜金額に直す方法です。

2. 税込経理方式と税抜経理方式



区 分	① 税 込 処 理 方 式	② 税 抜 処 理 方 式
特 徴	売上げ又は仕入れに係る消費税等は、売上金額・仕入れ金額・固定資産等の取得価格・経費の支払金額に含まれるため、企業の損益は消費税によって影響されますが、税抜計算の手数が省けます。	売上げ又は仕入れに係る消費税等は、企業が預る金額（又は仮払いする税金）として取り扱うことにより、企業の損益は消費税によって影響されませんが、税抜計算の手数がかかります。
売上げに係る消費税等	売上げに含めて収入として計上します。	仮受消費税等（預り金）
仕入れに係る消費税等	仕入れ金額、固定資産等の取得価格、経費の支払金額に含めて計上します。	課税仕入れに係る消費税額を仮払消費税等とします。
納付税額	租税公課として必要経費に算入します。	仮受消費税等から仮払消費税等を控除した金額を預り金の支払等とし、損益には関係させません。
還付税額	雑収入として収入に算入します。	仮払消費税から仮受消費税を控除した金額を仮払い金の入金とし、損益には関係させません。

3. 経理方式の選択適用

		課 税 事 業 者				免税事業者
		ケースⅠ	ケースⅡ	ケースⅢ	ケースⅣ	
売上げ等の収入		税 込	税 抜			すべての取引について税込
イ	固定資産 繰延資産	} 税 込	} 税 抜	} 税 抜	} 税 込	
ロ	棚卸資産 山 林					
経 費 等		税 込	税 抜	税 込	税 抜	

(注) 1. 上記の「税込」とは税込経理方式、「税抜」とは税抜経理方式のことです。

2. 継続適用を条件としてイ、ロのいずれかを「税込」で経理できます。

4. 経理方式の選択適用単位

不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得のうち、2以上の所得を生じる事業（業務）を行っているときは、その所得の種類ごとに経理方式を選択できます。

	課税事業者	免税事業者
事業所得	上記「3. 経理方式の選択適用」のうち〈ケースⅠ〉から〈ケースⅣ〉のいずれかを選択適用	} 税 込 } 経 理 } 方 式
不動産所得	同 上	

(注) 譲渡所得となる資産の譲渡で、消費税が課税されるものの経理処理は、その資産が使用されていた事業（業務）の経理処理と同一の方式で処理します。

5. 簡易課税選択者の事業の種類区分記帳

(1) 事業の種類が区分されているかどうかの判定

第1種事業から第5種事業までのうち2種類以上の事業を行っている事業者は、帳簿に事業の種類を記帳し、事業の種類ごとの課税売上高を計算する方法のほか、次の場合にもそれぞれの仕入れに係る消費税額を計算しても差し支えないものとして取り扱われます。

- ① 取引の原始帳票等である納品書、請求書、売上傳票又はレジペーパー等に事業の種類又は事業の種類が区分できる資産の譲渡等の内容を記載し、事業の種類ごとの課税売上高を計算する方法
- ② 事業場ごとに1種類の事業のみを行っていることが明らかな事業者にあつては、当該事業場ごとの課税売上高を基礎として事業の種類ごとの課税売上高を計算する方法

(2) 事業の種類区分の方法

第1種事業から第5種事業までのうちいずれの事業に係るものであるかの区分は、原則として、課

税資産の譲渡等ごとに行いますが、第1種事業から第5種事業までのうち2種類以上の事業を行っている事業者が、一の事業に係る課税売上高のみを区分していない場合には、課税売上高の合計額から課税売上高を区分している事業に係る課税売上高の合計額を控除した残額を、区分していない一の事業に係る課税売上高として取り扱って差し支えないこととされます。

例えば、第1種事業、第2種事業及び第3種事業の3種類の事業を行っている事業者が、帳簿上、第1種事業と第2種事業に係る売上げを区分している場合には、表示していない残りの売上げは第3種事業として区分しているものとして取り扱われます。

6. 実務回答

平成9年4月1日以降仕入税額控除の適用を受けるためには、「課税仕入れ等の事実を記載した帳簿及び請求書等の両方とも保存」することに改められましたが、この場合の帳簿等の実務的取扱いは、次のとおりです。

帳簿の範囲

問 仕入税額控除の適用要件として保存することとされている帳簿は、いわゆる元帳でなければならぬのでしょうか。

答 仕入税額控除の要件として保存すべき帳簿とは、①課税仕入れの相手方の氏名又は名称、②課税仕入れを行った年月日、③課税仕入れに係わる資産又は役務の内容、④課税仕入れに係わる支払対価の額が記載されている帳簿であればよく、総勘定元帳、仕入先元帳等のいわゆる元帳と称するものでなければならぬというものではありません。

なお、帳簿には、営業日誌（作業日報）、仕訳帳、仕訳伝票、補助簿、補助元帳（現金出納帳、預金出納帳、仕入帳、売上帳、経費帳等）、総勘定元帳等がありますが、一つの帳簿では記載事項のすべてを満たしていない場合でも、これらの各帳簿の間に関連付けがなされており、これらを総合すると、すべての記載事項を網羅している場合には、帳簿の記載要件を満たすこととなります。

買掛金集計表等の帳票綴りの取扱い

問 当社では、「買掛金集計表」と「未払金集計表」を作成し、買掛金等を集計していますが、これらの集計表には課税仕入れの内容が記載されていない（その他の記載事項は記載されている。）から、これを綴り合わせたものを保存していても消費税法第30条第8項（仕入税額控除に係わる帳簿の記載事項）に規定する帳簿を保存していることにはならないのでしょうか。

答 照会の「買掛金集計表」又は「未払金集計表」を綴り合わせたものであっても、これらの集計表を課税仕入れの相手方からの請求ごとに記載するとともに同項に規定する事項を補完記載し（照会の例では課税仕入れの内容について補完すれば、すべての記載項目を満たすこととなります。）、通常の「帳簿」といえる程度に整理・集計している場合には、当該集計綴りを保存することで帳簿を保存していることとなります。

なお、取引の相手方が作成した請求書等の保存は別途必要です。

請求書等の記載内容と帳簿の記載内容の対応関係

問 仕入税額控除の要件が「帳簿又は請求書等の保存」から「帳簿及び請求書等の保存」に改正されましたが、請求書等に記載されている取引の内容（例えば、鮮魚店の仕入であれば、あじ〇匹 ××円、さんま〇匹 ××円、…）をそのまま帳簿に記載しなければならないのでしょうか。

答 1 改正法の適用日（平成9年4月1日）以後の課税仕入れについて、保存すべきこととなる帳簿への記載は、請求書等に記載されている資産又は役務の内容（例えば、鮮魚店の課税仕入れであれば、あじ〇匹、いわし〇匹等）をそのまま記載することを求めているものではありません。

2 したがって、商品の一般的な総称（注）でまとめて記載するなど、申告時に請求書等を個々に確認することなく帳簿に基づいて仕入控除税額を計算できる程度の記載で差し支えありません。

ただし、課税商品と非課税商品がある場合（例えば、ビールと贈答用ビール券）には区分して記載する必要があります。

（注）1 「課税仕入れに係わる資産又は役務の内容」の記載例

- ・青果店……野菜、果実、青果又は食料品
- ・魚介類の卸売業者……魚類、乾物又は食料品

2 経費に属する課税仕入れについては、2参照

一取引先で複数の商品を購入した場合

問 一回の取引において商品を2種類以上購入した場合（例えば、文房具と飲料）には、「文房具ほか」、「文房具等」の記載ではよいのでしょうか。

答 複数の一般的な総称の商品を2種類以上購入した場合でも、経費に属する課税仕入れについては、そのとおり扱って差し支えありません。

ただし、課税商品と非課税商品がある場合（例えば、ビールと贈答用ビール券）には区分して記載する必要があります。

（参考）

経費に属する課税仕入れの具体的記載例

- ・一般の事業者の文房具類の購入…文房具
- ・郵便切手の購入…国内郵便料金、国際郵便料金

一定期間分の取引のまとめ記載

問 課税仕入に係わる請求書等については、一定の期間分の取引をまとめて作成してもよいこととされていますが、このような請求書等の交付を受けた場合、帳簿にもまとめて記載することでよいのでしょうか。

答 請求書等を課税期間の範囲内で一定期間分の取引についてもまとめて作成する場合（例えば、電気、ガス、水道水等のように継続的に供給されるもので、一定期間ごとに供給量を検針し、その結果により料金を請求するという取引の場合）には、その請求書等に記載すべき課税仕入れの年月日についてはその一定期間でよいこととされています。

このような取引に係わる請求書等に基づいて帳簿を作成する場合には、課税仕入れの年月日の記載も同様の記載で差し支えありません。

また、例えば、同一の商品（一般的な総称による区分が同一となるもの）を一定期間内に複数回購入しているような場合で、その一定期間分の請求書等に一回ごとの取引の明細が記載又は添付されているときには、帳簿の記載に当たっても、課税仕入れの年月日をその一定期間とし、取引金額もその請求書等の合計額による記載で差し支えありません。

ただし、課税商品と非課税商品がある場合（例えば、ビールと贈答用ビール券）には区分して記載する必要があります。

なお、一定期間とは「〇月分」という記載でも差し支えありません。

仕入帳等の記載方法

問 仕入帳等、仕入先ごとに別口座となっている帳簿を作成している場合で、仕入先ごとに仕入れる商品の一般的な総称が単一のときは、当該仕入帳の各仕入先の最初のページに仕入先の名称及び仕入商品の総称を記載することにより、その後の仕入事績の記載は、仕入年月日及び仕入金額だけとすることも、消費税法第30条第8項（仕入税額控除に係わる帳簿の記載事項）に規定する帳簿の記載事項を満たすことになるでしょうか。

答 照会のとおり記載されていれば、帳簿の記載事項を満たしたものとして取り扱われます。

家賃を口座振替により支払う場合の仕入税額控除の適用要件

問 当社は、A社から事務所を賃貸していますが、家賃については口座振替により支払っており、A社からは請求書、領収書のいずれも交付を受けておりません。このため、家賃を支払った記録としては銀行の通帳が残るだけとなります。そこで、仕入税額控除の要件を満たす方法として、帳簿に法定事項に加えて口座振替である旨及び賃貸人の住所又は所在地を記載することでよいでしょうか。

答 課税仕入れに係わる支払対価の額の合計金額が3万円以上である場合において、請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由がある場合には、帳簿に法定事項に加えて当該やむを得ない理由及び当該課税仕入れの相手方の住所又は所在地を記載することを条件に、仕入税額控除を認めることとされています（法30⑦、令49①二）。照会のような場合には、改正取扱通達1-3-2-(5)（請求書等の交付を受けられなかったことにつきやむを得ない理由があるときの範囲）の「その他、これらに準ずる理由により請求書等の交付を受けられなかった場合」に該当しますから、照会のとおり取り扱って差し支えありません。

なお、この場合、帳簿には、やむを得ない理由として「口座振替のため」、「支払方法 口座振替」等と記載することで差し支えありません。

第10章 申告と納付

[要 点]

- 確定申告書とその附表の提出と税額の納付……翌年の2月末日（個人事業主は3月末日）までです。
（注）「課税期間の短縮」を届出ているものを除く。
- 中間申告書の提出と税額の納付……その年の8月末日までです。
（注1）前年の消費税額が48万円以下の者は、中間申告書の提出と税額の納付の必要がありません。
（注2）前年の消費税額が400万円超の者は、年3回（5月、8月、11月のそれぞれ末日）中間申告書の提出と税額の納付が必要です。

(1) 免税事業者を除き確定申告

免税事業者でない課税事業者は、原則として総ての者が2月末日（個人事業主は3月末日）までに前年分の確定申告書とその附表を所轄税務署長に提出し、その申告書に記載した納付すべき消費税額を納めなければなりません。

（注）ただし、前年中に課税売上げがなく、かつ納付税額がないときは、確定申告書等の提出の義務はありません。

Q & A

<事業主が6月30日以前に死亡したときは中間申告は不要>

Q 父（事業主）が5月15日に死亡しました。この父の中間申告書の提出は必要ですか？

A 事業主が6月30日以前に死亡したとき（課税期間の短縮を届出しているときを除く）は、中間申告書を提出する必要はありません。

(4) 納 税 地

所得税の納税地と同一です。